

シトー会修道院のフォークトについて —トリア大司教区、ヒンメロート修道院を例にして—

平 伊佐雄

Die Zisterzienserabtei und ihre Vögte.
Beispiel für das Kloster Himmerod in der Diözese Trier

ISAO TAIRA

【要 約】

シトー会の修道院は、一般にフォークトから脱することを企図し、それを達成した修道院とみなされている。しかし、このような見解は、当初から一定の視角からシトー会修道院の特徴を捉え、収斂したものとして扱わねばならず、各修道院の具体的な状況については、各院が存立している地域的な条件を踏まえ、具体的な検証により明らかにしなければならない。とりわけ、かつての帝国内に存在したシトー会の修道院は、各地での貴族、司教、国王による私有教会・私有修道院の形態を保持していたので、必然的に修道院建立者、土地の寄進者、司教区教会、諸公伯、国王との様々な政治的・経済的駆け引きの中で存続して行かねばならなかったのである。そして、このような状況を端的に示しうるのが、修道院フォークトの問題である。

本稿は、トリア大司教区に属するシトー会ヒンメロート修道院を取り上げ、当院の保護者としての役割はトリア大司教が担い、修道院の発展も大司教との関係に支えられていたことを検証するものである。しかし、大司教の保護は公式に明らかにされたものではなく、ヒンメロート修道院は、各修道院所領を管轄する俗人フォークトとの関係を断ち切ることが出来ない状況にもあった。これらの複合的状況を具体的に明らかにしつつ、シトー会修道院のフォークト問題の解明にささやかではあれ寄与することを狙う。

【キーワード】

シトー会 トリア大司教 教皇 皇帝 修道院史 法制史

シト一會修道院のフォークトについて —トリーア大司教区、ヒンメロート修道院を例にして—

平 伊佐雄

1. はじめに
2. シト一會修道院とフォークト
3. トリーア大司教による大司教領統治とヒンメロート修道院のフォークト
4. ヒンメロート修道院とトリーア大司教、教皇、帝国との関係
5. 終わりに

1. はじめに

一般にシト一會の修道院は、修道院への修道院外部の人間や組織による干渉を嫌い、フォークト (Vogt) から免れることを達成した修道院として見なされてきた¹。当時、修道院の創設や所領の形成は、基本的に寄進によってなされていたため、当該寄進地が修道院所領となつた後にも、当地に付随した権利を寄進者がそのまま留保したり、何らかの形で見返りを約束させることが多か

¹ A.Hauk, Kirchengeschichte Deutschlands, IV. 8 Aufl. Berlin 1954. S.346f. ; G. Waitz, Deutsche Verfassungsgeschichte, VII. 2.Aufl. Graz 1955 (Neu Druck) S. 369f. ; F. Winter, Die Zisterzienser des nordöstlichen Deutschlands, Ein Beitrag zur Kirchen - und Kulturgeschichte des Deutschen Mittelalters. 3 Bde., Gotha 1868-71. 1966 (Neudruck). ; H.Mitteis, H.Lieberich, Deutsche Rechtsgeschichte, 19. Aufl. München 1992. S.150. (ミッタイス・リーベリッヒ, 世良晃志郎訳『ドイツ法制史概説—改訂版』創文社 1971年, 231頁. ; 今野 國雄『西欧中世の社会と教会』岩波書店 1973年, 332-333頁. 本論ではドイツ語で Vogt として議論されている問題を取り扱うため, ラテン語表記の <advocatus> と <defensor> を Vogt としてみなす見解を包含している。なお, フォークトは, 時代や地域によってその権限や職階について様々な意味を持つことがあるが, 本稿では教会守護たる教会フォークトを指すと同時に, ある一定の領地に関するフォークト一般も対象となる。一般的な定義としては, 以下の事典を参照. Lexikon des Mittelalters, München 1997. Bd. 8. S.1811ff.

った。したがって、少なくとも寄進者と修道院との間では、寄進地に端を発したこれらの要素を巡る関係に両者とも係わらざるを得なかつたのである。ところが、これまでの慣習ともいえるこの状況に反して、シト一會修道院は、俗人との係わりを拒否すべく、修道院へ関与し、一定の影響力をもつフォークトから離脱することを企図したのである。このようなフォークト離脱(Entvogtung)²に関するシト一會士たちの意思は、「シト一修道会創立小史」の第10章、シト一のアルベリック修道院長が教皇パスカリス2世に請願するため2人の修道士をローマに派遣したことを伝える史料、「・・・彼らを通じて教皇パスカリスに彼の修道院が使徒の庇護の翼の下で、あらゆる聖界、俗界の人々の迫害から逃れて静穏かつ安全に存続するように請願した。」³また、同第14章に含まれているパスカリス2世による実際の特許状、「あなたがたが修道の平安のために居住しようとして選んだその地が、死する人間の妨害から庇護され、かつ自由になり、あなたがたが今日遵守しているあの規律と質素の実現が続く限りで、この修道院が永遠に存続し、しかも使徒の座の庇護の下に特別に保護されることを承認する。・・・以後、もし誰か、大司教、司教、皇帝、国王、伯、副伯、裁判官、聖俗いずれの人が、この法令の文書を知った上で、

² Entvogt, Entvogtei は、それぞれ脱フォークト、脱フォークタイと訳した方が適切かもしない。木村は、Entvogtung を「フォークト支配からの離脱」(木村, 146頁) と訳出し、「脱フォークト」(木村, 155頁) という表記も用いている。世良は、entvogtet を「フォークトから免れ」と訳出している。(世良, 前掲訳書, 231頁。)しかし、本稿では、さしあたり、フォークト離脱としておく。木村 豊「シト一會修道院フォークタイとドイツ王権—在フランケン、ラングハイム修道院の場合—」堀米庸三編『西洋中世世界の展開』東京大学出版会 1973年。

³ <domnum Papam Paschalem per eos exorans, ut ecclesia sua sub apostolice protectionis alis quieta et tuta, et ab omnium ecclesiarum seculariumve pressur-a personarum perpetuo sederet. > Codex manuscriptus 31 Bibliothecae universitatis labacensis. Exordium cisterciensis coenobii, Analecta Sacri Ordinis Cisterciensi, VI, 1950. P.11. 以下 E.P.と略記。; Exordiumについては、今野、前掲書, 283-284頁。; 岸 ちづ子「シト一修道院「創立小史」(Exordium Parvum)邦訳—シト一修道院創立史の諸問題・I—」『史淵』 110輯 1976年, 189-190頁。; 灯台の聖母トラピスト大修道院編『シト一修道会初期文書集』 灯台の聖母トラピスト大修道院 1989年, 46-47頁、等を参照。

これに反することを試みるがあれば、・・・彼はその権力と名誉の尊厳を失うこなる。・・・」⁴等の文言から推察され、シト一會修道院によるフォークト離脱の根拠とされてきた。しかしながら、当時、修道院の設立にあたっては、修道院設立者にフォークト権が附帯するのが一般的であり⁵、修道院にとってフォークトによる修道院への介入を避けることは、そう容易なことではなかった。また、修道院外部の世俗の権力者たちから、修道院内への干渉を逃れる試みそれ自体は、<abbatia libera>の達成を企図したすべての改革修道院の特徴であり、とりたてシト一會に特有な現象ではなく、10世紀以来、いくつもの修道院で試みられてきたことでもあった⁶。テオドール・マイヤーは、かつて11世紀の初期から史料に登場する自由<Libertas>の概念は、修道院が司教の私有でもなく、他の私有教会主のものでもない、帝国直属であったことを意味していることを指摘したが⁷、仮にそうであるとするならば、11世紀における帝国の土壤においては、修道院の自由は、必ずしも俗権一般を排除することで

⁴ <Locum igitur illum, quem inhabitandum pro quiete monastica elegistis, ab omnium mortalium molestiis tutum ac liberum fore sancimus, et abbatiam illic perpetuo haberi, ac sub apostolicae sedis tutela specialiter protegi, quandiu vos ac successores vestri in ea quam hodie observatis disciplinae ae frugalitatis observantia permaneritis,...Sane si quis in crastinum archiepiscopus aut episcopus, imperator sut rex, comes aut vicecomes, judix aut ecclesiastica quaevi saecularisve persona, hanc nostrae constitutionis paginam sciens, contra eam temere venire tentaverit, ...potestatis honorisque sui dignitate careat,...> J.P. Migne, Patrologiae cursus completus...series Latina. Paris 1834-1864. tom. 163, 47-48. ; 今野、前掲書、286-287頁。岸、前掲「設立小史」邦訳、193-196頁；灯台の聖母トラピスト大修道院、前掲訳書、56-59頁、参照。

⁵ G.Rathgen, Untersuchungen über die eigenkirchenrechtlichen Elemente der Kloster - und Stiftsvogtei vornehmlich nach thüringischen Urkunden bis Zum Beginn des XIII. Jahrhunderts, in : Zeitschrift der Savigny - Stiftung für Rechtsgeschichte. (Kanonistische Abteilung), 48. 1928. S.4f.

⁶ クリュニー、ゴルツェ、ヒルザウ、ヴァロンブローサなどの修道院も、教会の自由(Libertas)を掲げて教会の俗人からの独立を宣言した。G.Tellenbach, Libertas. Kirche und Weltordnung im Zeitalter des Investiturstreites, 1936. Stuttgart ; Berlin ; Köln 1996.(Neudruck)；本富彰広「ヒルザウの改革運動について－中世の変革期における南ドイツ修道院－」『西洋史学』106号 1977年，等参照。

⁷ TH. Mayer, Fürsten und Staat. Studien zur Verfassungsgeschichte des deutschen

はなく、王権との結びつきにおいて可能になったことになる⁸。しかし、ヒルザウを中心とした改革修道院を例に挙げるなら、ヒルザウ修道院自体、カルヴ伯の私有教会権から相対的自由を得るために、王権との結びつきを求めたものの、結局、ヒルザウも王権の下に入ることなく、近隣の修道院創立者のフォークト権から免れることはできなかったとされている⁹。つまり、フォークト離脱は未完に終わっているのである。

そのような中、11世紀末に改革修道院としての特徴を帶びたシトー修道院が創設され、シトー会の修道院は、フォークトからの離脱を試みることになった。しかし、ここでもまた、あらかじめ確認しておかねばならないことがある。それは、12世紀以降、実際にフォークトから免れることを可能にした修道院はシトー会の修道院のみではなく、本稿で検討するトリーア大司教区内に建立されている諸修道院も、大司教が積極的に修道院から俗人フォークトを排除しようと取りはからったり、大司教自らの寄進に関しては当地のフォークト権を放棄することも厭わなかったのである¹⁰。その意味では、フォークトからの自由は、

Mittelalters, Weimar 1950. S.44. トリーアのザンクト・マクシミン修道院 (St.Maximin) には、皇帝の証書が与えられているが、これに関しては、修道院が作成した偽書であるとの問題がかつて大きく取り上げられたことがあった。真偽は別にしても、当院への聖俗人による介入を防ぐために、皇帝との関係を示す証書が利用できたことを示すものであろう。この点は、マイヤーによる研究を参照。Mayer, ibid., S.134-168.

⁸ ドイツにおいて国王が頼りにしてきたのは、古くからの帝国修道院である。国王は、これらの修道院に保護特権 (Schutzprivileg) やイムニテート (Immunität) を与え、自らがフォークトとなり、当該修道院を支配下におくことに努めた。これに対して、修道院は国王に一種の貢租や軍役を負担した。いわゆる、オットー朝的=ザリエル朝的教会組織と呼ばれる形態である。ヒルザウ修道院の場合は、カルヴ伯に国王罰令が与えられ、理念的には王権によって帝国修道院をフォークタイの立場から統御することを狙った。ヒルザウのような貴族修道院は、建立者=貴族がフォークトになるのが通例であり、ヒルザウもその例外ではなかったから、国王罰令の授与によって間接的な支配下におこうとしたのである。改革修道院と王権は、私有教会権の打破と貴族権の克服という点では、利害をともにしたともいえる。本富、前掲論文参照。

⁹ 本富、前掲論文。

¹⁰ トリーア大司教アルベロが創設確認をした1142年のロニッヒ律院の寄付行為文書には、フォークトからの自由と自家経営の場合には十分の一税も免除される旨が記されている。しかも、当文書には、1138年のシトー会ヒンメロート修道院の寄付行為文書にはない、

当時代に即した事柄であったと言えるだろう。それでも、シト一會の特徴は、フォークトからの離脱がシト一修道院の創設意図にあるような修道院の原点回帰を達成するための手段として企画され、しかも、フォークト離脱を実践するために、シト一會修道院の所領は修道士自らが經營するとした点にある。このことは、「シト一修道院設立小史」¹¹や「修道院総会決議録」¹²に記されており、ホフマンは、それらの史料で語られる所領經營のあり方を、シト一會に特有な経済原則として注目した¹³。また、シト一會の修道士・助修士自らによる「手の労働」という特徴¹⁴、さらには地域性を考慮した多角的な所領經營—製鉄、灌漑、開墾、養魚、商業活動—の実践は、経済史の分野にシト一會の修道院の

<advocatus>という文言がはっきりと示されている。他の免除の内容等は、極めてヒンメロート修道院宛ての文書と酷似している。H.Beyer, L.Eltener, A.Goerz, Urkundenbuch zur Geschichte der jetzt die preussischen Regierungsbezirke Coblenz und Trier bildenden Mittelrheinischen Territorien, 1 (1860), 2(1865), 3(1874), Koblenz. I, Nr. 526. 以下、MRUBと略記。

¹¹ E.P. 15 ; Exordium Cisterciensis Coenobii XV. J.Turk, (Herg.), Textus Exordii Cisterciensis Coenobii, Analecta Sacri Ordinis Cisterciensis, 4. 1948. S.33. 今野、前掲書, 270-299頁. ; 岸、前掲「創立小史」邦訳, 175-201頁. ; 灯台の聖母トラピスト大修道院、前掲訳書, 13-76頁. E.P.15に関する論考としては、岸による以下のものがある。岸 ちづ子「シト一の経済原則」についての覚書 Exordium Parvum 第15章によせて—シト一修道院創立史の諸問題・III』『西洋史学論集』第20輯 1979年。

¹² J.M.Caivez, Statuta Capitulorum Generalium Ordinis Cisterciensis ab anno 1116 ad annum 1786, tomus I-VIII, Louvain 1933-1941. 以下、Statutaと略記。とりわけ、1134年の総会決議録は、シト一會修道院の特徴を端的に現しており、研究者もこの規定に関してさまざまに議論をしてきた。さしあたりブシャールの論考を参照。Statuta, I, 1134, I. Statutorum annorum precedentium prima collectio. ; C.B.Bouchard, Cistercian Ideal versus Reality : 1134 Reconsidered, Cîteaux - Commentarii Cistercienses, 39. 1988.

¹³ ホフマンは、シト一會が当初定めた所領經營の規定をシト一會修道院の経済原則として注目し、中世の社会経済の発展とともにシト一會修道院の所領經營も変化し、シト一會の経済原則も変更して行ったことを論じた。E. Hoffman, Die Entwicklung der Wirtschaftsprinzipien im Cisterzienserorden während des 12. und 13. Jahrhunderts. in : Historisches Jahrbuch der Görres-Gesellschaft. 31, 1910.

¹⁴ 「わたしたちの修道会の修道士たちが生活の糧をえるのは、手の仕事と土地の耕作、家畜の飼育によらねばならない。」<Monachis nostri ordinis debet provenire victus de labore manuum, de cultu terrarum, de nutrimento pecorum.>Exordium Cistersii,

存在を知らしめることになったのである¹⁵。初期のシト一會の所領は、ヴィリカチオンの解体が進んだとされるこの時期にあって、地代経営から自家経営への逆戻りを示している点も興味深い¹⁶。

修道院の地域性を考慮した場合、特に帝国における修道院の場合には、当地の貴族、司教、国王などによる私有教会・私有修道院の形態が維持されていたので、シト一會の修道院であっても、必然的に修道院建立者、土地の寄進者、司教区教会、諸公伯、国王との様々な政治的・経済的駆け引きの中で存続して行かねばならない事態に遭遇したはずであり¹⁷、シト一會の修道院が、仮に教会守護たる修道院のフォークトを拒むことができたとしても、修道院の各所領に権利をもつフォークトからの関与を全く受けない事などはありえなかった。政治的・人的な関係以前に、シト一會修道院の所領経営が修道院構成員による自家経営でなくなった場合、あるいは、フォークトがいないアロート以外の土地の寄進を受けた場合には、当該修道院がシト一會の規定通りに対応するのに、困難が伴つただろうし、結局、修道院側がなんらかの譲歩をする必要に迫

labore manuum, de cultu terrarum, de nutrimento pecorum.>Exordium Cistersii, Summa Cartae Caritatis et Capitula XV. 灯台の聖母トラピスト大修道院、前掲訳書、167-168、223頁。また、岸 ちづ子『初期シトーと手の労働—シトー修道院創立史の諸問題・IV の1-3』福岡女子短大紀要 第19号 1980年、第23号 1982年、第25号 1983年も参照。なお、助修士制はシト一會が最初ではなく、クリュニー、ヒルサウ等の各修道院で既に前例がある。シト一會の助修士の場合、修道院・グランギアでの労働に専従する修道士という点で以前の *conversus* とは異なる。助修士に関する論説としては、以下の文献を参照。今野 國雄「Conversusについて」『経済系』第40集 1958年。；本富 彰広「南ドイツの改革道院における助修士」『史觀』第106冊 1982年。；滝沢 香代子「クリュニー修道院における conversus の変化とその背景」『一橋研究』10巻3号 1985年。

¹⁵ 以下の文献を参照。W. Rösener, Zur Wirtschaftstätigkeit der Zisterzienser im Hochmittelalter, in : Zeitschrift für Agrargeschichte und Agrarsoziologie. 30. H. 2, 1982. ; W. Ribbe, Die Wirtschaftstätigkeit der Zisterzienser im Mittelalter : Agrarwirtschaft, und W. Schich, Die Wirtschaftstätigkeit der Zisterzienser im Mittelalter : Handel und Gewerbe, in : K. Elm (Hrsg.), Die Zisterzienser. Ordensleben zwischen Ideal und Wirklichkeit. Köln 1980.

¹⁶ ミッタイス、前掲訳書、302頁。

¹⁷ マイヤーは、シト一會のフォークト問題は、領域国家形成にあたり重要な役割を果たすと見ている。Mayer, Fürsten und Staat., S.213.

られたと考えられる¹⁸。

シトー会修道院の特徴とされる事柄は、シトー会の修道院において実際に貫徹されていたのか、シトー会の理念と現実は異なっていたのではないかという問題が盛んに提起され、議論されたときもあった¹⁹。本稿で検討するフォーク

¹⁸ Hoffman の前掲論文、あるいは、以下の論究を参照。W.Rösener, Von der Eigenwirtschaft zum Pacht- und Rentensystem : Der wirtschaftliche Strukturwandel in den niederrheinischen Zisterzienserklöstern während des Hoch- und Spätmittelalters, in : R. Kottje(Hrsg.), Die niederrheinischen Zisterzienser im späten Mittelalter. Reformbemühungen, Wirtschaft und Kultur, (Zisterzienser im Rheinland. Bd.3) Köln 1992.

¹⁹ Exordium 等の史料から得られるシトー会修道院の像はしばしば、改革修道院としてのシトー会修道院を高く評価するきっかけを作った。しかし、1970年代後半以降、レールやレッカイに代表される研究によって理念と現実といった論調が前面に押し出されたためか、シトー会に関する研究も変化があったように思われている。ドイツにおいてもまた、80年にはアーヘンで開催された展覧会とともに『シトー修道会—理念と現実の間での修道生活—』と題する研究成果すら現れた。このような方向性がシトー会研究を一層活性化させたことは否めないのだが、ドイツにおけるシトー会修道院の研究は、そもそも各修道院史あるいは地域史的な研究に支えられており、シトー会の理想と現実の違いについての認識は、既に20世紀前半においても少なくはなかった。農業のパイオニアとしての役割をシトー会に見た19世紀のヴァンター等の研究も、1950年代に成されたヴィズヴェやクラウゼンの地域的な研究によって、シトー会修道院の修道士たちによる農業経営はそれほど高い評価を与えられるものではなくなっていた。しかも、このような見解は、シトー会の農業に肯定的な見方に対するカウンターとして現れたのではなく、19世紀以来の各修道院の詳細な研究の蓄積の中から現れたものとして考えねばならないだろう。したがって、70年代以降に現れた理念と現実といったシトー会修道院の研究は、実はこれまでのドイツ等の各修道院を取り扱った研究の延長上にあり、シトー会修道院の活動としてある種、大きな整理を再び試みたということになろう。R. Roehl, Plan and Reality in medieval monastic economy : The Cistercians, Studies in Medieval and Renaissance History, 9. 1972. L. J. Lekai, The Cistercians, Ideal and Reality, Ohio 1977. (L.J. レッカイ、朝倉 文市訳『シトー会修道院』平凡社 1989年。); Die Zisterzienser, Ordensleben zwischen Ideal und Wirklichkeit, Köln 1980. ; F. Winter, Die Cistercienser des nordöstlichen Deutschlands, Ein Beitrag zur Kirchen- und Kulturgeschichte des Deutschen Mittelalters, 3 Bde., Gotha 1868-71. 1966 (Neudruck). ; H. Wiswe, Grangien niedersächsischer Zisterzienserklöster, in : Braunschweigisches Jahrbuch, 34. 1953. ; E. Krausen, Die Klöster des Zisterzienserordens in Bayern, München-Pasing 1953. ; H. Zeis, Zur Frage der kaiserlichen Zisterzienservogtei, in : Historisches Jahrbuch, 46. 1924. ; S. Epperlein, Gründungsmythos

ト問題に関しても、研究者によってはフォークト離脱は、シト一會によって企図されたものなのか、当事項をシト一會の特徴としてみなし得るのか否かという問題提起さえ現れた²⁰。しかしながら、シト一會修道院は、その創設にあたり教皇の保護を受けることに成功していた修道院であったこと、シト一會の各修道院に土地が寄進される際には、寄進者が該当地のフォークト権を放棄する旨を記した証書史料が存在したことによって、シト一會の修道院は、一般にフォークトから脱することを企図し、それを達成し得た修道院とみなされてきたと考えられる。

いずれにせよ、シト一會の企図そのものは、きわめて政治的、経済的な変革をもって、他の修道院の制度とは異なる修道生活、修道会の組織運営を試みたことは確かである²¹。そこで、本稿では、これまでの研究成果を踏まえつつ、以下の点を視座にして検討を行いたい。まず、各地域に点在し、フォークト離脱の企図を持つシト一會修道院が、それぞれの地域においてどのように展開していたのか、帝国におけるシト一會修道院のフォークト・庇護権者は誰であったのか、次に具体例として、トリーア大司教区に存立するシト一會ヒンメロート修道院の場合には誰が保護者として現れていたのか、トリーア大司教とヒンメロート修道院との関係はいかなるものであったのかを大司教区の時代的背景を探りつつ検証していくこととする²²。ただし、本稿で取り上げるシト一會修道院のフォークトによる修道院への干渉の内実は、主にフォークトとの折り合

deutscher Zisterzienserkloster westlich und östlich der Elbe im hohen Mittelalter und der Bericht des Leubuser Mönches im 14. Jahrhundert, in: Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte, 3. 1967. 邦文献では、フランス・ベルギーの学会動向を基に整理した以下の研究がある。舟橋倫子「中世におけるシト一會修道院の経済活動について」『歴史学研究』695号 1997年。なお、近年では、シト一會の女子修道院の研究が注目され、著作も女子修道院を扱ったものが多い。

²⁰ H. Pflüger, Die Zisterzienser und die Vogteifrage, in: Zeitschrift für Württembergische Landesgeschichte 17, 1958.

²¹ 近年では、批判的な論考もあるが、シト一會修道会の組織の特徴を指摘したマーンの文献を参照。J.B.Mahn, L'ordre cistercien et son gouvernement des origines au milieu de XIII^e siècle (1098-1265). Paris 1951. Deuxième édition 1982.

²² 本稿は筆者が目下検討している、ライン中流域におけるシト一會修道院の経済活動の研究

いを付けるために修道院側が行った権利関係処理の証書史料から整理したものであり、裁判権といった権利については十分な検討を加えていない。それでも、各々の修道院の設立や所領の獲得の際、当該領地の保護権者として常に考慮され得る修道院フォークトの権利関係の状況は、その経済的利害に関しては裁判権と並行したベクトルを持ち得ると考えられるから、たとえ、検討の視角が修道院の用地に付帯した権利行使という点に限定されたものであっても、ヒンメロート修道院の経済的および政治的支配権を握るフォークトの骨格は、あぶりだせるとと思われる。

2. シト一會修道院とフォークト

2-1. 研究史概観

ドイツにおけるシト一會の修道院フォークトについての研究は、先に挙げたようなシト一會の修道院に対する教皇特権文書や、皇帝の特権文書、修道院総会議録を用いて様々な見地から論及されている。しかし、各シト一會修道院の歴史研究を除けば、主として、シト一會修道院の改革性や獲得した特権を軸とした考察がなされ、特にシュライバーの研究を除けば、傾向として、シト一會修道院が帝国修道院となることでフォークトから脱したという基盤の上で論議されているものが多い。そこで、以下では、これまでの代表的な研究を概観し、シト一會修道院のフォークトの状況を確認して行くことから始めたい。

まず、シト一會の教皇との関係を重視したシュライバーは、シト一會の修道院は司教の私有修道院として発展したのではなく、教皇直属の教皇の私有修道

のうち、その背景たる政治・法制問題を取り扱うという側面を持っている。しかし、シト一會全体との関係が稀薄でかつ地域的性格を強くもった修道院の検討が、シト一會のフォークト問題の解明の根拠としてどこまで妥当性をもっているかという疑問も生ずるであろう。しかし、如何に地域性を考慮した研究であれ、シト一會の各修道院が会憲や総会決定事項によってある程度のシト一會修道院という組織との勅帶を持つ限り、それらに配慮したシト一會修道院としての特殊性を少なからず見出すことが出来ると思われる。仮に、それが見出せなかったとしても、シト一會修道院の新たな評価の出発点として、次なる評価への礎石となるだろう。

院として発展した点を挙げ、それは教皇特権の享受によって達成されたものであるとした²³。シトー会の発展は従来の他の修道会と異なり、私有修道院法の助力なくして生じたというのである²⁴。シュライバーの研究は教皇文書の詳細な分析から組み立てられており、シトー会に対する教皇の配慮を示し、教皇との関係こそがシトー会修道院の特徴とするものである。しかしながら、修道士や助修士による自家所領の経営が失われた際、これまでのベネディクト修道院において見られるようなフォークトとの関係が現れる危険性を持つとした²⁵。

他方、シュライバーとほとんど同時代にヒルシュもまた、修道院イムニテートの問題を軸にシトー会修道院のフォークトに関する詳細な検討を行っている²⁶。ヒルシュの研究は、従来の司教の私有修道院の性格を残しつつ存立しているシトー会修道院と帝国修道院として現れるようになるシトー会修道院とをフォークトの権利関係から明らかにし、シトー会修道院が皇帝をフォークトとする帝国修道院となる経緯を述べたものである。その例としてヒルシュは、マウルブロン修道院(Maulbronn)²⁷、ヴィルヘルリンク修道院(Wirhering)²⁸、ザーレム修道院(Salem)²⁹等を挙げた³⁰。そして、マウルブロン修道院がドイツの

²³ G.Schreiber, Kurie und Kloster im 12. Jahrhundert. Studien zur Privilegierung, Verfassung und besonders zum Eigenkirchenwesen der vorfranziskanischen Orden vornehmlich auf Grund der Papsturkunden von Paschalis II. bis auf Lucius III. (1099–1181), II Bde., Stuttgart 1910, Amsterdam 1965 (Neudruck). I, S.9ff., 84f., 109f., II, S.272–278.

²⁴ Schreiber, Kurie, I, S.90.

²⁵ Schreiber, Kurie, II, S.277f.

²⁶ H. Hirsch, Die Klosterimmunität seit dem Investiturstreit. Untersuchungen zur Verfassungsgeschichte des Deutschen Reiches und der deutschen Kirche, Weimer 1913.

²⁷ St. 3734. (1156年)

²⁸ Verwaltungsausschus des Museum Francisco-Carolinum und Oberösterreichischen Musealverein, (Hrsg.), Urkundenbuch des Landes ob der Enns, 11.Bde., 1852–1906. 2, 373. (1154)

²⁹ K.L. Stumpf, Die Kaiserurkunden des X.,X. und XII. Jahrhunderts, (Die Reichskanzler vornehmlich des X.,XI. und XII. Jahrhunderts, II), Innsbruck 1865. 3731. (1155) . 以下 St.と略記。

³⁰ Hirsch, Immunität, S.110.

君主以外にフォークトを持つべきではない旨を示した1156年のフリードリヒ1世・バルバロサによる文書等から³¹、シトー会の修道院には皇帝フォークトの基盤があることを見出し、ベネディクト会修道院や司教座聖堂参事会律院に見られるようなフォークトは存在せず、シトー会修道院は、皇帝をフォークトとした皇帝の修道院としての位置を持つとしたのである³²。

シュライバーが指摘するように、シトー会修道院が教皇によって保護され、外部の人間による修道院への干渉を限定させる教皇の修道院となつたとする見解も無視することはできない。しかし、シトー会修道院に宛てられた教皇保護文書が現地ではあまり効力を發揮せず、シトー会修道院自体が各地において実際の保護権力を持っている人間を必要としていた実情を考慮すれば、ヒルシュが、ハイルマンの見解を補足しつつ³³、シトー会のフォークトは、シュタウフェン家による帝国教会政策として³⁴、それもとりわけ皇帝フリードリヒ1世・バルバロサの政治的産物であり、皇帝がシトー会に要求したものであったと論証したのも理解できる³⁵。ヒルシュは、シトー会修道院で皇帝フォークトという庇護の下、帝国直属性を獲得したものは、上記の諸修道院の他、カイズハイム(Kaisheim), エブラッハ(Ebrach), ラングハイム(Langheim), ヴァ

³¹ Königlichen Staatsarchiv in Stuttgart, (Hrsg.), Württembergisches Urkundenbuch, 11.Bde., Stuttgart, 1858. 1972(Neudruck). 2, Nr.353. 以下, WUB. と略記. ; St. 3734.

³² Hirsch, Immunitat, S.106f.

³³ A. Heilmann, Die Klostervogtei im rechtsrheinischen Teil der Diözese Konstanz bis zur Mitte des 13. Jahrhunderts, 1908. ; E. Stengel, Zur Geschichte der Kirchenvogtei und Immunitat, in : Vierteljahrsschrift für Sozial - und Wirtschaftsgeschichte, 10, 1912. S.133.

³⁴ 帝国教会体制は、一般的にはオットー・ザリエル朝期における皇帝による教会を通じた帝国の統制政策として見なされており、ヒルシュの見解を含め、ここではこの意味で使用している。しかし、そもそもオットー・ザリエル朝による教会施策が、本当に帝国教会体制として見なしうるのかどうかという問題もあり、諸説さまざまである。T. Reuter, The 'Imperial Church System' of the Ottonian and Salian Rulers : A Re-consideration, Journal of Ecclesiastical History, 33, 3, 1982. ; 山田欣吾『教会から国家へ』創文社 1992年, 253-254頁, 註4を参照。

³⁵ Hirsch, Immunität, S.107ff.

ルトザッセン(Waldsassen)も挙げている³⁶。ただし、バルバロサの声名がドイツのシトー会修道院全てを対象としたものであったとしても、実際、フォークトとして皇帝を掲げることが出来たシトー会修道院は、シュタウフェン家の権力が及ぶ地域に限定され、特にシュワーベンや東部フランケンに現れただけであると限定付けた³⁷。

皇帝フォークトは、12世紀のローマ皇帝たちが新しい修道会の設立を契機にして、帝国教会の強化を導くための法的な機能を担うものである。確かに当時においてはまだ、私有教会法によって貴族の建立者フォークトや司教フォークトの下にある修道院も存在していた。それでも、ハインリヒ5世がヒルザウ系修道院のフォークトを皇帝の影響の下に置いたように、フリードリヒ1世・バルバロサは、主としてシトー会修道院に対しては直接の皇帝フォークト権を要求した。もし、シュタウフェン家の後継者であるフリードリヒ2世やコンラート4世が、シトー会の修道院は皇帝だけをフォークトにもつということを強制したとすれば、それはフリードリヒ・バルバロサの帝国教会政策の結果であるとヒルシュは見なしたのである³⁸。

ヒルシュは、若干のシトー会修道院のみが皇帝フォークトを基盤に帝国直属性を得られ、それは帝国内のシトー会修道院全体には一般的に妥当するものではないとしたが、既にシュライバーが言及したように、シトー会修道院が望んだフォークトからの自由は、修道院所領の自家経営を前提にしているものであって、このような所領の経済形態であれば、シトー会の修道院はフォークト権から免れることが可能であった³⁹。しかし、そもそも一般にシトー会の修道院が自家経営によってのみ存立している例はほとんどなく、早くは設立時において、その後の所領の寄進、交換、購入による獲得の際には、村落がある土地も含まれていた。しかも、時代を経るに従って、自ら経営してきた所領を小作地にすることに至っては、俗人による法管理すら必要となつたのである⁴⁰。その場合、

³⁶ Hirsch, Immunität, S.148.

³⁷ Hirsch, Immunität, S.117,149.

³⁸ Hirsch, Immunität, S.115.

³⁹ Hirsch, Immunität, S.149f.

シト一會修道院は、修道院の内部に権利行使を行い得るフォークトの存在を容認するのではなく、単なる庇護者(defensor)としてのフォークト⁴¹、高級裁判権を持つ修道院の俗人の代理人としてのフォークトを確保することを望んだ。その際、領邦裁判権からの免属のために、シト一會修道院は、皇帝をフォークトとすることを希望し、皇帝の庇護を確保することによって修道院所領に賦課されている貢租支払から逃れようとしたのである。また、通行税、流通税支払い等の免除は、各シト一會修道院の独力では達成しえない権利でもあった⁴²。

それでもヒルシュは、結果的に世俗権からの自由を獲得しようとしたシト一會の企図は、失敗に終わったとしている。既に述べたとおりシト一會は、アドヴォカートゥス(advocatus=フォークト)を原則的には拒否しており、それに対して庇護(defensio)を期待していたのだが、フォークト制度の変種であるとする庇護は、フォークトにとっては、アドヴォカートゥスと同種のものとしてしか認識されなかった。庇護は、しばしばフォークトに似た外観を持っていたからである⁴³。ヒルシュの見解は、皇帝の帝国教会政策をもって、他の聖俗の領主、特に領邦諸侯の台頭を抑止する働きを修道院のイムニテートが果たしたという問題提起であったのだが、シト一會の統一的なフォークト制度に関しては、各修道院の地域的性格のためか、フォークト離脱という特徴を一定の範囲内でしか達成できなかったという結論にせざるを得なかったようである。

次に、ツァイスによるシト一會の皇帝フォークトに関する研究を挙げてみたい。彼の研究は、ヒルシュが挙げたシト一會に対する皇帝フォークトの問題を修正すべく史料の再批判を行い、再度シト一會の皇帝フォークトを検討したものである⁴⁴。ツァイスは、ヒルシュによって例示された、皇帝がシト一會のフ

⁴⁰ Hirsch, Immunität, S.124-6.,149f.

⁴¹ 本稿では、木村に倣い defensio の語には、庇護という訳語を当てたが、差異を示す必要がなく、広い意味で保護を表す場合には、原文が defensio であっても、保護という文言を使用した。

⁴² Hirsch, Immunität, S.150f.

⁴³ Hirsch, Immunität, S.151. この点についての詳細は、次項で検討する。

⁴⁴ H. Zeiß, Zur Frage der kaiserlichen Zisterzienservogtei, in: Historisches Jahrbuch 46, 1924.

フォークトとしての地位を要求したことを明らかにするための根拠のひとつであるヴィルヘリンク修道院の史料を疑問視し、ヴィルヘリンクに関する1154年の司教エバーハルトの証書からは、フリードリヒ1世・バルバロサの政策を跡付けることはできないことを論証した⁴⁵。さらに、ヒルシュが引き合いに出したザーレム修道院やマウルブロン修道院のフォークトに関する記述史料も、確かに当修道院に皇帝フォークトが確保されることを示したものであるが、それは例外的なケースあり、皇帝のシトー会修道院に対する保護権を獲得した稀な例であると見なしたのである⁴⁶。ヒルシュとツァイスの視点の主な相違点は、後者がシトー会への皇帝フォークトはフリードリヒ1世・バルバロサの教会政策ではなく、フリードリヒ2世の政策であるとした点、また、修道院が設立当初にフォークトから免れる条件をもっていた場合には、そのフォークト離脱を確実なものとするために、逆に修道院自らが皇帝フォークトの下に入っていたとする点である⁴⁷。しかし、これもまた全てではなく、初期シュタウフェンの時代において、既にフォークトから脱していた修道院もあり、その場合には、皇帝フォークトを要求することなく、フリードリヒ2世の下で従来からの皇帝フォークトを確認することになった。1139年のツヴェットル (Zwettl)⁴⁸、1147年のヴァルトザッセン⁴⁹、1241年のバイント修道院 (Baindt)⁵⁰がその例である。また、ヴィルヘリンク (1237年)⁵¹、エブラッハ (1240年)⁵²両修道院については、皇帝によって要求されたフォークトが確認できるとする⁵³。

この経緯について若干詳細に触れておくと、インノケンティウス2世が教皇直属の修道院としてザーレム修道院に対して修道院外部からの介入を禁止する

⁴⁵ Zeiß, Zisterzienservogtei, S.595.

⁴⁶ Zeiß, Zisterzienservogtei, S.597.

⁴⁷ Zeiß, Zisterzienservogtei, S.601.

⁴⁸ St.3403.

⁴⁹ St.3537.

⁵⁰ J.F. Böhmer, Die Urkunden der Römischen Könige und Kaiser von Conrad I. bis Heinrich VII. 911-1313, Frankfurt am Main, 1831. Nr.4444. 以下 BF. と略記。

⁵¹ BF.2226.

⁵² BF.4443.

⁵³ Zeiß, Zisterzienservogtei, S.601.

文書を発布したが⁵⁴、それに対してバルバロサは、ローマ教会の保護者である皇帝がフォークト権を持つという論理を持って、ザーレム修道院に対する皇帝のフォークト要求を正当化しようとした。ツアイスは、この点をザーレム宛ての証書から証拠付けている⁵⁵。ほとんどの皇帝の庇護証書は、その文面から判断して、以前に交付された教皇の証書に倣ったものであった。リューツェル (Lützel), ノイブルク (Neuburg), アセイ (Acey) とシェルリュー (Cherlieu), ベルヴォー (Bellevaux), カイズハイム, バレルヌ (Balerne), ビテヌ (Bitaine), クレールフォンテーヌ (Clairfontanine), ケーニヒスブルック (Königsbruck) 等の証書はその典例である。また、コンラート3世の証書は、リューツェル宛の同年の教皇証書を模倣したものであり、フィクトリンクとライテンハスラッハ (Raitenhaslach) への皇帝証書は、かつての教皇証書に倣ったものであった。さらにマウルブロンとシェーンタール (Schöntal) 両修道院に対する免状は教皇の草案が原形であるとする⁵⁶。

ヒルシュも取り上げていたように、マウルブロン修道院宛のフォークト証書は⁵⁷、当院のフォークトを皇帝に留保していた。マウルブロンの場合、この皇帝証書に利用された1148年の教皇文書には⁵⁸、フォークトの禁止について触れられてはおらず、このことがマウルブロンの皇帝フォークトを成立させた理由であって、それゆえ先に挙げたフリードリヒ1世・バルバロサのシトー会に対するフォークト要求は、マウルブロンだけに妥当したとするのである。しかし、1156年の文書には皇帝のフォークトが明記されたが、皇帝が一般にシトー修道

⁵⁴ 「この修道会の修道士たちは、ローマ教皇の庇護の下にあるので、なんらかの役人がフォークトとしての地位に就いたり、あるいは権利行使したりすることを禁止する。」 P. Jaffé, *Regesta pontificum romanorum ab condita ecclesia ad annum post Christum natum MCXCVIII*, Lipsiae 1885 (Tom.I), 1888 (Tom.II). II, No.8073. 以下 JL. と略記。; Schreiber, *Kurie*, I, S.273. ; cf. W. Rösener, *Reichsabtei Salem. Verfassungs- und Wirtschaftsgeschichte des Zisterzienserklosters von der Gründung bis zur Mitte des 14. Jahrhundert* (Vorträge und Forschungen, Sd. 13), 1974. S.37ff.

⁵⁵ St.3731.

⁵⁶ Zeis, *Zisterzienservogtei*, S.596.

⁵⁷ St.3734.

⁵⁸ JL.9206.

会のフォークトとして現れることを示す叙述はないとした⁵⁹。プフォルタ (Pforta), ブロンバッハ (Bronnbach), アンダーナッハ (Andernach), オイサークル (Euserthal) 諸修道院に関しては、皇帝によるシトー会諸修道院のフォークト要求は貫徹されず、結局、ツアイスは、シトー会のフォークトはバルバロサの統治期において存在しなかったという結論に達したのである。ザーレムに関する処分権でさえ、単にシュタウヘンの王権領域において、この修道院に対する影響力を維持するという目的のみを持っていたと見なした⁶⁰。

ところが、後にフリードリヒ2世は、バルバロサの政策をうまく利用し、シトー会のフォークト権者として現れた。1237年のフリードリヒ2世の証書は、皇帝の思惑とヴィルヘルリンクの思惑が一致したものとして見なされる。つまり、シトー会の諸修道院が修道院の特権を新しくし、さらに拡大させる機会として、皇帝フォークトの下に入ることを利用しようとしたのである。ヴィルヘルリンク修道院の場合、確かに皇帝フォークトの下にあったが、それは負担が軽く、あわよくば無報酬の皇帝フォークトの庇護下で、他の要求を排除するべく解決策を修道院側が選択した結果だったと思われる。

このようにツアイスは、皇帝のフォークトの実態を疑問視しているが、それは、司教や伯といった在地有力者のフォークトの存在を前提にした議論であり、皇帝フォークトの確保によって自動的に他の俗人貴族たちによる修道院への介入を防ぐ効力をシトー会が利用したとすれば、シトー会修道院がフォークトから免れる意向を示し、同時にまだ、各地域においてシトー会修道院がフォークトから脱することが容易ではなかったことを示唆するものである。

次に、比較的新しい年代に入るプフリューガーの研究は、皇帝フォークトについての検証というよりは、修道会の原理として考えられてきたフォークト離脱の問題を修道会自身が企図していたのかどうかを再検討する意欲的な論考である⁶¹。彼は、これまでの教皇や修道院設立地の在地有力者による特権付与の史料を見直し、シトー会がフォークトから脱することを企図していたと推察す

⁵⁹ Zeiß, *Zisterzienservogtei*, S.596f.

⁶⁰ Zeiß, *Zisterzienservogtei*, S.597f.

⁶¹ Pflüger, *Vogteifrage*,

る見解に距離をおいた。そして、プフリエーガーは、シトー修道会はそもそもフォークト離脱の要求をしていなかったのではないかという結論を提示したのである⁶²。確かに、12世紀中の史料である「シトー修道会創立小史」や「愛の憲章」⁶³などは、修道院への外部勢力の介入について語られていたが、厳密にアドヴォカートゥスを示し、指示を与えるような規程はない。また、総会決議においても、反フォークトを表明した事例はなく、クレルヴォーのベルナールですらアドヴォカートゥスや保護について述べていないのである⁶⁴。しかも、

⁶² Pflüger, Vogteifrage, S.278-279.

⁶³ Carta Caritatis Prior. in : J. de la Croix Bouton, J.B.Van Damme, Les plus anciens textes de Citeaux, sauses, textes et notes historiques, Achel 1974.

「愛の憲章」Carta Caritatis (C.C) は、新たな修道院を創設して行くときに、シトー会修道院間の相互関係や統一性を維持するために書かれた規定集である。これは、時代ごとにさまざまな形で伝えられ、現在では、大別して以下の4タイプの憲章が確認されている。その原本は現在失われて伝えられていない。ちなみに、Carta Caritatis のつづりは各テキストによって異なっており、一定していない。

1. Primitive C.C (Carta Caritatis et unanimitatis) 「原始愛の憲章」

1114年ポンティニー創設時に司教との協定を結んだ際、規定とされたもの。

2. C.C prior 「初期の愛の憲章」(ユーゴスラヴィア、ライバッハ (リューブリアナ) 大学図書館、手書本第31号)。

3. C.C posterior 「後期の愛の憲章」(ディジョン私立図書館、手書本第601号) P. Guinard によって1194年の作と推定されている写本。

4. Summa C.C 「要約愛の憲章」(パリ国立図書館、手書本第4346号) 最も初期の形をとどめているものとして、1123年の作とされている写本。

愛の憲章に関しては、ノウルズの論考を基にまとめられた坂口の以下の文献を参照した。坂口 昇吉「修道院改革ーシトー会・托鉢修道会ー」『ヨーロッパキリスト教史』中央出版社 1971年, 59-67頁。また、今野による「シトー修道会会憲『カルタ・カリターティス』の成立とその試訳」『西欧中世の社会と教会』299-323頁、トラピスト修道院訳の『シトー修道会初期文書集』にも詳しい解説がある。

愛の憲章は、これまでいくつも邦訳が試みられており、Migne版から今野 國雄「シトー修道会会憲「カルタ=カリターティス」の成立とその試訳」『史学雑誌』第64編第8号 1955年、同第65編第8号 1956年、また、神崎忠昭「愛の憲章(後期の)」矢内義顕編訳『修道院神学』(中世思想原典集成 10) 平凡社 1997年。がある。これらは、いずれも "Carta Caritatis posterior" の邦訳である。Bouton,Damme版によるものでは、前掲『シトー修道会初期文書集』に、"C.C.Prior" の邦訳がある。

⁶⁴ 彼の全著作において<advocatus>という言葉は、たった一度現れるだけである。Pflüger, Vogteifrage, S.278.

修道院総会がフォークトの問題に取り組むことになるのは、1203年に至ってからのことであった⁶⁵。プフレーガーが指摘するこのような事実から判断するならば、シトー修道会のフォークト問題は、他の諸問題と比較しても、かなり緩慢で事後的な対応であったと考えざるを得ない。

しかしながら、一方で、修道院総会では、各々のシトー会修道院が小作農民を修道院所領内に抱えていた場合であっても、修道院外部の世俗的な支配を拒否していた節がある。1206年の総会決議録には、「誰であれ、修道士または助修士は決して世俗の裁判の執行を許さない、なぜなら、今や全ての修道院から騒動が起こるからである」という文言があり、それ以前からも、シトー修道会は、教会や世俗人に対する租税支払いについて反感をもっていたことを伺わせる記述があるからである⁶⁶。このような姿勢は、続く修道院総会においても隨時見られる。それでもプフレーガーは、修道会の貢租免除と裁判権の免属に関する修道院総会の記録からフォークトの拒否が生じたとみなす見解には、問題があるとした⁶⁷。総会決議では、教皇特権による修道会の自由が問題となっているが、教皇直属の修道院であるがゆえに保護されるといった抽象的な判断を根拠にして、フォークト離脱を語ることはできないし、総会決議録には、<defensio, tuition>という語が一度も出てこない。保護者<protector>という用語が最初に表れるのは、1389年の総会においてであって、その保護者という文言も、枢機卿が教皇庁を指すものとして用いたと見る。しかも、総会では、アドヴォカートゥスと庇護の区別を明確に表現した事もなかったこ

⁶⁵ <Abbes qui ab advocatis opprimuntur, archiepiscopis, episcopis conquerantur et nihil reddant ulterius advocatis, nec amodo conditione qua consueverant possessiones vel praedia a quibuscumque recipient in confusionem Ordinis, et indebitae servitutis argumentum. Qui aliter egerint, a patribus abbatibus absque ulla retractatione deponantur.> J.M. Caivez, Statuta Capitulorum Generalium Ordinis Cisterciensis ab anno 1116 ad annum 1786, tomus I - VIII, Louvain 1933-1941. I, 1203, 3.

⁶⁶ <Nulli omnino liceat exercere iustitiam saecularem per monachos vel conversos, quia ex hoc toti Ordini scandalum generatur.> Canivez, Statuta, I, 1206, 8.

⁶⁷ Canivez, Statuta, I, 1193.60

⁶⁸ Pflüger, Vogteifrage, S.276.

とをプフリューガーは指摘したのである⁶⁹.

シトー会修道院と帝国の関係を示唆した研究は、日本でも木村の論考がある。マイヤーの研究に示唆され、フランケン地方のシトー会修道院ラングハイムの例証をしながら、ヒルシュがラングハイム修道院を挙げて整理した帝国フォークタイのメルクマールは、当修道院には当てはまらないと指摘し、シトー会修道院の帰属をめぐる争いが中世後期以降、当該地方における中小の領邦形成に影響を与えることになったとする論考である。また、シトー会修道院のフォークト関係が、ドイツの国制上の問題として意味を持つことを指摘している⁷⁰。

いずれにせよ、シトー会修道院の皇帝フォークトへの編入は、シトー会修道院にとって他の聖俗君主による介入を避ける利点があったことは否めない。しかし、そもそも質素な修道院から始まったシトー会の修道院は、司教権力の介入に否定的ではなく⁷¹、皇帝フォークトは修道院によって初めから意図されたものであったかという点は疑問点として残る。この点は、以下、本稿で行うシトー会ヒンメロート修道院の検討において、あくまでトリアーナ大司教区内における一例としてではあるが、例証を行いたい。

以上でみたような見解は、概ねシトー会の修道院には、フォークトが存在しいう前提で議論されたものであり、*abbatis liberitas*とは、現実にはいかなる

⁶⁹ Pflüger, Vogteifrage, S.279.

⁷⁰ シトー会フォークトの権利について、木村はおおよそ以下のように整理をしており、示唆に富む。(木村、前掲論文から引用)

- ・脱フォークト (フォークト離脱)

帝国直属資格の付与によって、特別な皇帝の庇護の下に修道院を取り込み、地域の貴族、教会領主を下級庇護者に格下げする。修道院にとっては、このような「皇帝フォークト」の方が利を得られる。

- ・世俗的賦課租の免除 *Steuerfreiheit* (公租の自由)
- ・ツェント裁判所からの免轄

12世紀以降、ラント平和運動を契機に、これまでグラーフ裁判所の構成単位だったZENT, centaが、今や上級裁判所に転化する。機能は、4重罪の殺人、放火、盗み、強姦であり、流血裁判所に近いものとなる。他方で、自由地や自由身分に関する訴訟は、皇帝ラント裁判所の管轄になる。

- ・流血裁判権の獲得 (14世紀以降)

⁷¹ Hirsch, Immunität, S.100. ; Schreiber, S.84ff.

権利が担保されるものであったのかを考えざるを得なくなる。シトー会のフォークト離脱は、創立小史で語られる文言を絶対的なイムニテートや近代的な意味での所有の概念で認識することができないものであることを示しているのである。

2-2. シトー会修道院のフォークト離脱

従来の研究によるシトー会フォークトの検討は、教皇特権や皇帝フォークトとしての視座を用い、各地域や諸時代の枠の中で、あるいは、修道会や皇帝の政策という視点でさまざまに議論されてきたことが明らかになったと思われる。ここでは、次項にて検討する際の素地として、これらの研究からシトー会フォークトの一般的な事実関係を簡潔に再整理しておくことにする。

一般に帝国におけるシトー会修道院の設立には、司教の関与も強く、司教が保護権を持つ場合も少なくなかった。司教による証書は、まさにそのことを物語っている。ヒルシュもシトー会修道院のマウルブロン、リューツェル、フィクトリンク (Viktring), ヴィルヘリンク, アルダースバッハ (Aldersbach) やカイズハイムへの司教による関与について触れている⁷²。帝国修道院であるマウルブロン修道院の場合は、1138年に創設者であるロマースハイムのヴァルターが、アルザスのノイブルク修道院から修道院長ディータを筆頭に12人の修道士と若干の助修士をエッケンバイアーに召喚して設立した。しかし、シュパイヤーの司教ギュンターは、その地における修道院の創設が気に入らなかつたらしく、マウルブロンに所領を用意し、シュパイヤー司教区に属するマウルブロンへと移転を提案した。結局、1147年に修道院は移転することになり、当然にして司教ギュンターはマウルブロン修道院の第二の創設者となった⁷³。しかし、マウルブロン修道院は、1270年のシュパイヤー司教ハリンリクスの証書において示されるように、後には、皇帝をフォークトとする帝国修道院となる⁷⁴。それは、前項にて示したとおりである。

⁷² Hirsch, Immunität, S.102-105.

⁷³ Hirsch, Immunität, S.102-103. ; A. Schneider (Hrsg.), Die Cistercienser. Geschichte, Geist, Kunst. Dritte erweiterte Auflage, Köln 1986. S.677-678.

1123年に設立されたシトー会修道院リューツェルもマウルブロンと同様、司教の関与があった。リューツェルは帝国における最も古い修道院のひとつであり⁷⁵、3人の伯、ユーゴ伯、アマデウス伯、モントフォーコン伯とバーゼル司教ベルヒトルドが、ベルヴォー修道院から修道士たちを召喚して設立したものである。しかし、ここでも、修道院に対して土地を提供したのは、バーゼル司教のベルヒトルドであった⁷⁶。

これらの例は、司教が司教区内に司教権力の利益に反する修道院の存在を警戒していたことを示すと同時に、司教による私有教会・私有修道院の傾向があつたことを示唆している。しかし、後に皇帝フォークトを持つことになる修道院が存在し、その理由は、各シトー会修道院が修道院外部の聖俗の権力者による介入を避けたいとしていたことにある。ヒルシュもその点については指摘しており、シュワーベンとフランケンの帝国領域におけるシトー会修道院の例を挙げている。ハイルスブロン (Heilsbronn), ヴァルドザッセン, エブラッハ, カイズハイム諸修道院がその例である⁷⁷。しかし、修道院建立者フォークトの他に、後に修道院に寄進された所領に権利を有するフォークトの存在もあり、彼らもまた、修道院内への影響を持ちうる存在であった。実際、各修道院にはさまざまな形のフォークト権を持つものが関係しており、フォークトの権利をそれほど簡単に手放すことはなかったのである。

俗人にとって、ヴォルムスの協約以後、俗権と教権はある程度分離したように見えたかもしれないが、帝国内では、皇帝や諸侯にとって、教会政策は依然として重要であった。他方で、修道院の側でも、俗人の修道院支配から逃れる手段を求めていたのである。そこで、シトー会修道院としては、修道院にフォークトを名乗って介入する俗人や教区司教への従属を回避したい場合、皇帝の保護フォークト (Schirmvogt) を受け入れ、帝国直属の修道院になることで、

⁷⁴ WUB. 7, Nr.2155.

⁷⁵ 1123年設立。リューツェルは、現在のドイツ語圏においては、同年に設立されたカンプと並ぶ最初期のシトー会修道院である。

⁷⁶ Hirsch, Immunität, S.104. ; Schneider (Hrsg.), Cistercienser, S.674.

⁷⁷ Hirsch, Immunität, S.118f. Anm.5.

教会の自由 (*liberitas ecclesiae*) を確保したのである。帝国修道院がフォークトを排した修道院、つまり、自由修道院 (*abbatiae liberae*) として見なされるのはこのためである⁷⁸。しかし、皇帝によって諸侯を牽制するために講じられたこの手段は、フォークトについて、それがアドヴォカートゥスなのか庇護によるものなのかを区別する必要をもたらした。皇帝としては、修道院の上級裁判権を確保することによって、諸侯を間接的に支配下に置こうとする意図があった。保護フォークトは無償であったから、それによってシト一會修道院は、建立者フォークトや土地に付随した権利を、皇帝の庇護フォークトの下で排除すると同時に、皇帝による恣意的な介入や負担を強要されることは免れるという、きわめて都合が良い条件を手に入れることができたのである。

シュライバーやヒルシュが指摘したように、シト一會修道院の所領が、自家経営で行われている場合には、単なる保護フォークトが名目的に作用しただけで外部の聖俗者の干渉を脱し得たし、たとえ皇帝フォークトを持たない場合であっても、自家経営の場合には、諸侯が修道院の自由を認める場合があった⁷⁹。以下のグランギアの例がその代表的なものである。

ベルギーに建立されたヴィレール修道院 (Villers) は、様々な分野における免除特権を獲得したシト一會修道院のひとつであるが、1160年、1161年、1175年のブラバン・ロタリンギアの公であるゴドフロワが確認した文書によると、ヴィレール修道院は、修道院に寄進されたアロートが、ゴドフロワの保護の下にあったことがわかる⁸⁰。それでも、一部の所領に関しては、フォークトの存在を確認できる⁸¹。しかし、公アンリ1世の文書からはヴィレール修道院

⁷⁸ ミッタイス、前掲訳書、231頁。

⁷⁹ Schreiber, Kurie, I, S.273f.; Hirsch, Immunität, S.122-124,149f.

⁸⁰ <acquisitum allodium sub nostra custodia et protectione suscipimus, ad munimenta Villariensis ecclesie auxilium et defensionem in necessitate promittimus,> 「…獲得された自由所有地を余の監督と保護(protectione)の下に受け入れ、ヴィレールの教会(修道院)を守るべく、必要な援助と庇護(defensionen)を保障する。…」 S. J. de Moreau (ed.), *Chartes de XII^e siècle de l'abbaye de Villers-en-Brabant*, Louvain 1905. no.IX (1160), X (1161), XIV (1175). 公ゴドフロアの確認文書は、この3文書とも、該当文言は全く同じである。舟橋倫子「ヴィレール修道院の所領形成—12世紀シト一派の所領形成に関する一考察」『西洋史学』第180号 1995年 20頁・23頁 註3 (一部改訳)。

の修道士、助修士、そして *familia* が公の役人の裁判権から免除されており、特に先の1161年に公ゴドフロアの保護を受けていたグランギア・ショーテン (Schooten) に関しては、修道院長自らがブラバンの役人の介入を必要とした場合を除き、完全な裁判権からの免属を認められていたとされる⁸²。同様な状況は、ドイツの他のシト一會修道院の所領寄進の際にもしばしば見受けられるため、シト一會の修道院は、フォークトの介入から免れることを実現したとする見解がもたらされたのであろう。

しかし、グランギアの助修士たちだけが管理する限りでは、世俗権力者の裁判権から脱することができたかもしれないが、エーバーバッハ修道院 (Eberbach) の所領レーハイム (Leheim) のように、当地の小作人が助修士に取つて代わってしまった場合や、修道院の所領が小作地に変わった際には、土地を媒介にして発生する諸権利の考え方は、変化せざるを得なかった。しかも、修道院所領に村落が存在したり、農民に小作させる状況になると、当然にして裁判権の問題が持ち上がり、言うまでもなくフォークトに裁判権を委ねる手続きが必要となった。その際、高級裁判権を行使するフォークトは本人自ら裁判権の行使をせず、修道院の役人やマイヤー、アムトマンに裁判権の行使を委ねたりした。結局のところシト一會修道院は、俗人たる農民との関係を持つ限り、世俗の権力から免属されることはなかったのである⁸³。

教皇特権は、シト一會修道院の自由を認め、シト一會が国王・貴族の私有修道院から脱しうる性格を与えてはいた。しかし、これまでの諸説で取り上げた帝国におけるシト一會修道院が、フォークトと直接の係わりをもっていたことは明らかであり、プフリューガーが論じたように、必要とあれば司教がフォークトの権利を獲得できた。無償とされる皇帝庇護のようにフォークトに対して貢租支払等の義務がなかったとしても、保護権者がフォークトとしての地位を持っているならば、修道会はフォークトという修道院代理人の存在を容認していくことになる。ただ、フォークトがヒルザウ修族の修道院に見られるように

⁸¹ de Moreau (ed.), *Chartes*, no. XXXII(1183), XXXIII(1184).

⁸² Hirsch, *Immunität*, S.122f.

⁸³ Hirsch, *Immunität*, S.125f.

修道院長の罷免の権利を持っていた場合を除けば⁸⁴、フォークトは原則的に純粹な修道院の内部要件には介入できなかつたので、その意味では、シトー修道会において特に問題とならなかつただけである⁸⁵。しかし、庇護の理念の創出が、木村の述べるよう「初期シトー会修道院が世俗権力への依存を極小化すべく編み出した苦肉の妥協策であり、裁判支配的局面を空白のまま残しておく点に隠された危うさを持っていた。」⁸⁶としたら、シトー会修道院のフォークトは、司教や国王、世俗の貴族たちの政治的な政策として機能してしまったことになる。

皇帝の保護は、無償であつて、保護者への反対給付は認められてはいなかつたかもしれない。しかし、このことはシトー会修道院の建立者や所領の寄進者たちには、かつてのヒルザウ修道院のフォークトにおけるように、理解しうるものではなかつたのである⁸⁷。

3. トリア大司教による大司教領統治とヒンメロート修道院のフォークト

帝国内のシトー会修道院に関してこれまでの研究が明らかにしたことは、帝国修道院であれ、貴族や司教の私有修道院であれ、概ねシトー会の修道院が、自らの所領に関する権益や修道院構成員の安全を獲得する上では、フォークトとの関係を常に意識せざるを得なかつたということであろう。シトー会の修道院が皇帝の傘の下に入ったり、教皇特権を利用して他の聖俗領主の介入を極力限定させようと試みていたのは、修道院の独立と保護をバランスよく確保するための施策であったと考えられる。しかし、これは同時に修道会が打ち出したとされるフォークト排除の企図も実質的には文字通りの結果を得られなかつたことを意味することになる。そもそも個々の修道院にとっては、修道会規定を省みずとも、原則的に各修道院や修道院所領に対する政治的介入・経済的要求

⁸⁴ 本富、前掲論文、50頁参照。

⁸⁵ Pflüger, Vogteifrage, S.275.

⁸⁶ 木村、前掲論文、144頁。

⁸⁷ Hirsch, Immunität, S.150.

を回避したいのはやまやまであり、特に自らの所領において計画的に市場向けの経営を行い始めた頃のシト一會修道院にとっては、所領に付随する負担がないことに越したことはなかった。

以下では、アイフェルに設立されたシト一會ヒンメロート修道院を例にして、シト一會修道院とフォークトとの関係をより個別、具体的に検証してゆくことにする。しかし、トリーア大司教区に属するヒンメロート修道院のフォークト問題を総体的に検討するにあたって、単にヒンメロート修道院のフォークト権者の探索や、修道院所領におけるフォークト介入の有無を調査する方法を探らず、遠まわりをしても各トリーア大司教の時代とその背景を並行して探りながら、ヒンメロート修道院とそのフォークトの問題を考察して行きたい。ヒンメロート修道院が帝国修道院や所領寄進者の菩提寺であることよりも、大司教の保護を受け、極めて司教との良好な関係を持つ司教の私有修道院の様相を持ち、そうでありながらも、大司教と皇帝、教皇との関係においては、必ずしも大司教と足並みが揃うことのない微妙な政治関係の中で存続していた修道院であったことを示すためである。ヒンメロート修道院の場合、その創設にあたりトリーア大司教が大きく関与しており、その後も、トリーア大司教側は、当修道院との関係をかなり配慮していたように見受けられる。その背景には、トリーア大司教による大司教区内において教会フォークトや世俗の諸領主たちが起こす様々な問題の解決、そして、それに対応する大司教領の領地政策があったことは言うまでもない。さらに、当地方においても、建立者フォークトの問題や所領の保護権者と修道院との関係は、中世を通じて常に恒常的かつ安定的な状態を保ってはいるわけではなかったし⁸⁸、大司教だけではなく国王、伯、近隣の貴族たちとの関係もまた同じであったからである。

⁸⁸ トリーア大司教区において、シト一會に属する一修道院がその後のトリーア大司教領邦を左右しうるような条件を大司教区内で持っていたかどうかには、議論の余地がある。本稿の視角は、シト一會修道院から見た帝国、大司教との関係であり、大司教領邦の歴史的変遷をシト一會修道院を媒介にして議論しようとするものではない。ヒンメロート修道院の存続に関して、大司教区内に存在する各フォークトとのかかわりがいかなるものであったのかを検討し、修道院存続の方法とシト一會修道院の特性を明らかにすることにある。この点において、マイヤーや木村によるシト一會修道院所領の法制・法的条

調査の対象と範囲は、ヒンメロート修道院の創設時から13世紀後半の大司教ハインリヒ2世の時代までのシトー会修道院ヒンメロートである。ハインリヒ2世の時代までで区切りをつけるのは、ハインリヒ2世の任期中が、トリーア大司教区、そして、ヒンメロート修道院にとってひとつのエポックとなるからである。なお、既に指摘したとおり、トリーア大司教区に存立する修道院は、トリーア大司教によってフォークトからの免属や十分の一税、貢租支払の免除など、一般にシトー会に特徴的とされる条件を受けているケースも多い。それは、当然にして、大司教による教会政策の一端でもあるのだが、そのような中で新興の改革修道院としてアイフェル地域に創設されたシトー会修道院ヒンメロートの特徴は何であったのかという点に関しても、フォークト問題を中心にして探ってゆくことになる。

3-1. ヒンメロート修道院創設とトリーア大司教アルベロ (Albero von Montreuil, 1131-1152)

ヒンメロート修道院は1134年頃にトリーアにて創設され、1138年以降はトリーアの北北東およそ30kmのザルム河畔に居を構えたシトー会の修道院である⁸⁹。修道院設立の後ろ盾はトリーア大司教アルベロであり、彼によってヒンメロート修道院の創設の計画と基盤が提供された。修道士の派遣は、大司教アルベロとクレルヴォーのベルナールとの親密な関係によってクレルヴォー修道院から行われ、当院はクレルヴォーの娘修道院として現ドイツにおける最初の修道院となつた⁹⁰。ヘシウスの年代記やアルベロの寄付行為文書からは、ヒンメ

件を基礎にし、シトー会修道院が果たした一とえそれがシトー会修道院によってはかられたものでなくとも—その後のドイツの王制への寄与を論ずる視角とは異なる。

⁸⁹ C. Wilkes, Die Zisterzienserabtei Himmerode im 12. und 13. Jahrhundert, Münster 1924 (Beiträge zur Geschichte des alten Mönchtums 12), S.17ff. ; A. Thiele, Echternach und Himmerod. Beispiele benediktinischer und zisterziensischer Wirtschaftsführung im 12. und 13. Jahrhundert, Stuttgart 1964 (Forschungen zur Sozial- und Wirtschaftsgeschichte 7), S.29ff.

⁹⁰ Thiele, Echternach, S.30. ; J.R. Müller, Vir religiosus ac strenuus - Albero von Montreuil, Erzbischof von Trier (1132-1152), Trier 2006. S.227-244.

ロートの修道士たちは、1134年頃にトリーアの都市内、聖母教会の近くに一時的な館を用意され、その後、コルデル (Kordel) のヴィンターバッハ (Winterbach)，ザルム川 (Salm) 近隣のアルテンホーフ (Haymenrode; Althimmerod; Altenhof) へと修道院を移転させ、最終的に創設文書にあるザルム河畔にたどり着いたことがわかる⁹¹。近年の研究によれば、修道院の創設に関するこれらの史料には、疑わしい点があることが指摘されているが、さしあたりここでは史料の表記どおりに叙述しておくことにする⁹²。

ヒンメロート修道院創設に関する最初の証書史料は、1138年の大司教アルベロによる先の寄付行為文書であり⁹³、この文書には、修道院が1138年時に寄進

⁹¹ 大司教アルベロは、まずトリーアの聖母教会近く、サンクト・スピキウスカペルの近くに館を用立てたが、これは過渡期の居所であり、仮の物であった。その後、大司教が俗人からヴィンターバッハ (Winterbach) のホーフを手にいれ、最低限の建物も受領した。しかし、ヴィンターバッハの地も修道士たちにとっては快適とはいえず、アルテンホーフに移転する。ヴィンターバッハ移転の理由としては、耕作に利用できる区域が、山々とキール川の間に限られていたこと、洪水が仕事と収益を害したこと、大司教のファルツェル城塞の近郊であることによって修道生活の妨げになった。よって2年後には移転を決意し、ハイメンローデ (Haymenrode) と史料に現れる、アルテンホーフ (Altenhof) に移転した。しかし、この地では、製粉用水車を動かしたり、養魚池を設置するための水源を確保できなかったので、結局、水と木材など、十分な資源を手にいれることができる、ザルム川河畔の地に、最終的に移転することになった。

N. Hessius, *Manipulus rerum memorabilium Clavstri Hemmenrodensis. ordinis cistercensis in Archidicecesi Treuirensi, Colonia 1641. S.1-8.*; MRUB. I, Nr.505.

⁹² ミュラーは、ヘシウスやアルベロの寄付行為文書で語られているような、アルベロによって1134年にトリーアの聖母教会の近く、サンクト・スピキウスカペルの近くに館を用意され、そこにベルナールに率いられた修道士たちがやってきたということはありえない見ている。なぜなら、この時期は未だ、大司教アルベロは、ファルツェル城砦に居を構えており、都市トリーアはルードヴィッヒの存在が修道士たちにとって危険であったからだとする。よって、修道士たちは、ファルツェルに呼び入れられた可能性を指摘するのである。アルベロの証書もヘシウスの書にあるダヴィトの生涯といった史料も、シトー会士の大司教の館への滞在について何も語っていない、ただ、ヴィンターバッハへの移住とその後の移転を示すのみである。ミュラーは、アルベロの寄付行為文書にトリーア発給の文言があるのを懸念しており、修道士たちは、まず、トリーアかあるいはファルツェルにやってきて、その後、ヴィンターバッハ、アルトヒンメロート、ヒンメロートと移転し、最終的には1138か39年に、最終的な場所に落ち着いたと見ている。Müller, Albero, S.239f.

された所領についても比較的詳細な記載がある。しかしながら、当証書には修道院のフォークトに関する記述は見られず、修道院に寄進された所領が侵害されないよう証明する程度の文言が確認できるにすぎない⁹⁴。そのため、ヒンメロート修道院が設立期において司教からどれだけ独立していたか、また、所領に付帯している権利や誰がフォークトであったのかを当証書から判断するのは困難である。アルベロの時代にヒンメロート修道院宛てに発給された証書史料も、バイアーの証書集から拾い出す限りでは、この設立証書の他、1140年12月の教皇インノケンティウス2世による保護と所領の確認証書⁹⁵のみであり、ヒンメロート修道院の状況を追跡するには手段が欠けた状況にある。しかし、他方で、ロニッヒ律院には、フォークトからの自由を確認したアルベロによる証書が発給されており、教皇エウゲニウス3世からの保護文書も1148年に受領している⁹⁶。これらの状況を鑑みると、当時のトリーア大司教区の時代背景を探ることによってしか、ヒンメロート修道院の事情を探ることは出来ないだろう。

トリーア大司教区は、11世紀末からの教会改革運動の中にあって、中心的な位置を占めていたといわれる⁹⁷。トリーアの大司教たちは、改革修道会であるシト一會の誘致以前より、聖堂参事会改革に着手し、1107年には既にモーゼル川流域に改革聖堂参事会律院のスプリンギエルスバッハ (Springiersbach) を創設していた。当院は、アウグスチヌス会則に基づく改革聖堂参事会の修道院であったが、世襲フォークトの排除、フォークトの決定は当院に留保すべきと

⁹³ MRUB. I, Nr.505.

⁹⁴ <Quod si quis temeraria presumptione hanc nostrae confirmationis paginam infringere temptauerit. et in aliquo predictos pauperes Christi conturbare. sciat se omnipotentis dei iram incurrere. et nostrae maledictionis sententiae in perpetuum. si non resipuerit.> MRUB. I, Nr. 505.

⁹⁵ MRUB. I, Nr.519.

⁹⁶ MRUB. I, Nr.526,546. 教皇エウゲニウス3世発給の証書は、ヒンメロート修道院も獲得しているが、それは1152年のことであり、トリーア大司教区内にある修道院では、一番、遅れての受領となる。

⁹⁷ O. Engels, Die Kirchenreform im Erzbistum Trier, in : S. Weinfurter (Hrsg.), Reformidee und Reformpolitik im Spätsalisch Frühstaufischen Reich, Mainz 1992. S.79f.

し、毎日の手の労働、沈黙の遵守など、これまでの聖堂参事会には無い厳しさを要求していた⁹⁸。また、自家経営を行っている場合には、十分の一税義務の免除も獲得している⁹⁹。シト一會修道院の特徴とされてきたフォークト排除の原則もトリーア司教区においては、当時、それほど特異なことではなかったことになる。しかしながら、スプリングエルスバッハは、大司教の私有修道院であると同時に、創設者たるベギグナが、宮中伯のジークフリートをフォークトに推したことや、トリーア大司教のフォークトとしての宮中伯による干渉により、依然として固有の権限を持つ修道院としては不安材料を抱えたままであった¹⁰⁰。中世初期からの伝統ある修道院を司教区内に持つトリーア大司教は、新しき教会・修道院の導入にあたり、教会フォークトたる宮中伯と無関係にことを進めることは出来なかつたのであろう。そのためにフォークトによる大司教区内への権利行使を極小化させる試みは、メギンハーダ司教 (Meginher, 1127-1129) の時代まで、それほど進展することはなかつたと思われる¹⁰¹。

このような状況の中、1131年にトリーア大司教にモンリュイユのアルベロが就任したことは、トリーア大司教区の教会・修道院に対する宮中伯やルクセンブルク伯の関与にひとつの転機を見出すことになった。ヒンメロート修道院の設立は、このような大司教アルベロの教会改革の思惑の中で行われたと考えてよいだろう¹⁰²。しかし、アルベロによる改革政策も、そう簡単に進んだわけ

⁹⁸ Engels, Kirchenreform, S.80. ; F. Paury, Springiersbach. Geschichte des Kanonikerstifts und seiner Tochtergründungen im Erzbistum Trier von den Anfängen bis zum Ende des 18. Jahrhunderts, Trier 1962. S.5f. ; W. Peters, Kanonikerreform in der Eifel. Springiersbach, in : J. Mötsch, M. Schoebel(Hrsg.), Eiflia Sacra. Studien zu einer Klosterlandschaft, Mainz 1994, S.203f.

⁹⁹ MRUB. I, Nr.418.

¹⁰⁰ Peters, Kanonikerreform, S.203. トリーアの教会のフォークトであった宮中伯は、律院のフォークトでもあるゆえ、事態をさらに複雑にしたと考えられる。Engels, Kirchenreform, S.80, 90f. ; 実際、1158年の院長リヒャルトの死後には、危機が訪れる。しかし、トリーア大司教を後ろ盾にしたスプリングエルスバッハの影響は、その娘院の創設やヒンメロート修道院の設立と無関係とはいえない。

¹⁰¹ Engels, Kirchenreform, S.91f.

¹⁰² Müller, Albero, S.226-244.

ではなく、アルベロが1131年に大司教の座に着いた時には、ブルクグラーフのルードヴィッヒに敵対され、大司教は都市トリーアの郊外、モーゼル河畔に自らのファルツェル城砦 (Pfalzel) を築き、都市外から対抗する必要すら迫られていたのである¹⁰³。

それでも大司教アルベロは、後にクーデターでシュタウフェン家に王位をもたらした功績者であった¹⁰⁴。そのような関係もあってか、国王コンラート3世は、宮中伯ヴィルヘルムが1140年に亡くなった際、宮中伯にこれまで力を誇示していたバレンシュタット家系からでなく、バーベンベルク家のハインリヒ・ヤゾミールゴットを後継者に立てたのである¹⁰⁵。ハインリヒは、コンラート3世の同腹の兄弟である。ハインリヒの宮中伯の任期は1年たらずで、直ぐ他の官吏へと移動させられたが、1142年にはコンラート3世の叔父であるヘルマンが宮中伯となった。その後、宮中伯はシュタウフェン家・ヴェルフェン家から任命されることになる。宮中伯がシュタウフェンの関係者におさまたところで、宮中伯によるトリーアの教会への介入がなくなったわけではなかったが、王室との密接な関係は、その後のトリーア大司教区の政治運営に一定の効力を発揮したと思われる。

大司教アルベロはまた、帝国修道院であるザンクト・マクシミニ修道院 (St. Maximin) をめぐって、ザンクト・マクシミニのフォークトであるナミュール伯のハインリヒとも対立中であった¹⁰⁶。ハインリヒは、ザンクト・マクシミニ修道院を直接手中に収めるため、大司教区を破壊することも厭わなかった。一方、大司教アルベロも当修道院に対する権利を確保することを欲していた。この対立は、1147年1月4日にクレルヴォーのベルナールの仲裁もあり、

¹⁰³ Müller, Albero, S.214f.

¹⁰⁴ ミッタイス, 前掲訳書, 199頁.

¹⁰⁵ M. Schaab, Geschichte der Kurpfalz, Bd.1. Köln, Berlin, Mainz 1988, S.30f.; Engels, Kirchenreform, S.93.

¹⁰⁶ Müller, Albero, S.555-596. ハインリヒ(4世)は、エヒテルナッハ修道院、ザンクト・マクシミニ修道院のフォークトであったルクセンブルク伯コンラート1世の娘エルメジンドとの息子であり、ナミュール伯兼ルクセンブルク伯である。1166年、1184年の文書では、ナミュールとルクセンブルクの伯という肩書を使用している (MRUB.II,S.LXI.) .

国王コンラート3世によって平和的に解決された¹⁰⁷。その結果、大司教アルベロはザンクト・マクシミン修道院と、マンダーシャイト (Manderscheid) の城塞を獲得することになったのである¹⁰⁸。

アルベロの時代は、彼の就任直後から伯やミニステリアーレンとの権力争いの渦中にあった。しかし、彼の精力的な活動は、後のトリーア大司教領邦形成にあたっての最初の基盤を整える時代になったと考えられる。そのための布石として、アルベロは大司教区内に新しく設立した修道院を利用したのである。その中に、正にアルベロによって創設されたシトー会のヒンメロート修道院があったわけである。しかも、時代の人であったクレルヴォーのベルナールが引率したヒンメロート修道院は、フォークトの干渉が激しいスプリンギエルスバッハ律院に比べて、大司教にとっては大司教よりの好ましい修道院になったと推察される。いずれにせよ、このようなアルベロによる領域政策への動きが、トリーア大司教区における教会・修道院との新しい関係をもたらす嚆矢となつたのであった。

3-2. 大司教ヒリンの時代 (Hillin von Fallemaigne, 1152-1169) と ヒンメロート修道院のフォークト

1152年、大司教アルベロが死去し、その後継者としてヒリンがトリーア大司教に選出された。ヒリンは、アルベロと同様、国王選挙に係わり、フリードリヒ1世・バルバロサの戴冠の折にはイタリアへ随行した皇帝の側近である¹⁰⁹。

¹⁰⁷ MRUB. I, Nr. 543.

¹⁰⁸ Müller, Albero, S.584-590. ; J. Newcomer, The Grand Duchy of Luxembourg, Lanham 1984, p.65. ; 櫻井利夫「ドイツ封建社会における城塞とシャテルニーー中部ライン領域・マンダーシャイトの二つの城塞とケルペン城塞の例ー」『金沢法学』第49巻第2号 2007年, 82-88頁。マンダーシャイトの城塞の所有に関して、また、当地をめぐるナミュールおよびルクセンブルク伯ハインリヒとトリーア大司教との間の争いについては、櫻井の論考も詳しい。

¹⁰⁹ A. Goerz, Regesten der Erzbischofe zu Trier von Hetti bis Johann II. 814-1503, Trier 1861 (ND, Aalen 1969.), S.20f. ヒリンは、ハドリアヌス3世によるフリードリヒ・バルバロサの戴冠のため、1154年、1155年のイタリア行きに随行し、彼自身も教皇特使に任命された。S. Hilpisch, Erzbischof Hillin von Trier 1152-1169, in : Archiv für

しかし、大司教ヒリンもまた大司教領の安定と諸権利確保に関して、さまざまな対応に迫られることになった。1156年、大司教としばしば対立していた宮中伯のシュタレックのヘルマンが亡くなり、次期の宮中伯は、バルバロサの異母兄弟にあたるコンラートが選出されたが、大司教と宮中伯の関係に好転はなく、しかも、トリーアの都市内では、宮中伯を後ろ盾にして自治を求める都市の誓約団体との争議すら勃発した¹¹⁰。このようにヒリンは大司教領の安定に苦慮し、それらの問題に対処すべく、彼は、皇帝に助力を求めたのであった。

1161年に皇帝は、トリーアの教会におけるフォークタイ収入に満足せずヒリンからラーンシュタイン (Lahnstein) とカイムト (Kaimt) のパトロナージュを奪い取ろうと欲していた宮中伯コンラートに対して、当教会を大司教に返還させ、その代わりに大司教は伯にエーレンブルク (Ehrenburg) の城をレーエンとして譲渡させることにした¹¹¹。また、トリーアの市民たちが都市内における新しい権利獲得をもくろみ、大司教と対立した問題は、コンラート自身が彼の市民への賛同を撤回し、市民たちには都市における大司教の権限を理解させることで解決させた¹¹²。大司教ヒリンは、皇帝の後ろ盾を利用して、トリーア大司教区へのフォークトの介入を退け、トリーアの市民たちの誓約団体を解散させることに成功したのである。

ヒリンの時代は、教皇ハドリアヌスの死後、皇帝バルバロサが新教皇アレクサンデル3世と対立を始める時代にも属し、この事態にトリーア大司教区の教

mittelrheinische Kirchengeschichte, 7, 1955, S.14f. ; M. Pundt, Erzbischof und Stadtgemeinde von Ende des Investiturstreits bis zum Amtsantritt Balduins (1122 -1307), in : H.H. Anton, A. Haerckamp (Hrsg.), Trier im Mittelalter, 1996 (2000 Jahre Trier, Bd.2), S.253f.

¹¹⁰ B. Brinken, Die Politik Konrads von Staufen in der Tradition der Rheinischen Pfalzgrafschaft, Bonn 1974 (Rheinisches Archiv 92), S.156-166. おそらく、宮中伯自身も市民団体との連携によって、都市における一定の権利を司教から奪い取ることを考えていたと思われる。

¹¹¹ MRUB. I, Nr.627. ; Brinken, Konrads, S.159. ; Hilpisch, Erzbischof Hillin, S.19. ; Marx, Trier, S.130.

¹¹² MRUB. I, Nr.628. 都市の誓約団体は、大司教ヒリンによる1157年の禁令を無視し、再び新しく結成されていた。Brinken, Konrads, S.157, Pundt, Erzbischof, S.254.

会や修道院が巻き込まれずに済むことはなかった。ドイツにおける主たる司教座が皇帝側に組する中で、トリーア大司教ヒリンもまた対立教皇のウィクトルを容認し、皇帝側に立つことになったのである¹¹³。対立教皇のウィクトルは、1161年にヒリンを教皇特使とする証書¹¹⁴、トリーアの教会の権利を彼に与える証書を発給している¹¹⁵。ところが、ヒリンはウィクトルが亡くなると、その後継者となる対立教皇パスカリス3世を容認せずに、教皇アレクサンデル3世側にその身を翻した¹¹⁶。

一方、シトー修道会やヒンメロート修道院の対応はどのようなものであったのだろうか。シトーカは、1160年の終わりに修道院総会でアレクサンデル教皇側に立つことを決めたため、当然にして皇帝とシトーカは衝突することになった¹¹⁷。皇帝フリードリヒ1世・バルバロサは、ドイツにおけるシトーカの修道院長たちに、修道院総会への参列を禁止し¹¹⁸、エーバーバッハ修道院の修道士や助修士たちには、ローマやクレルヴォー（修道院）、他の場所へ逃れることを禁ずる措置をとったとされている¹¹⁹。シュルツによれば、エーバーバ

¹¹³ Hilpisch, Erzbischof Hillin, S.16. 当初、ヒリンは、教会会議に出席してはおらず、対立教皇の容認にも賛成していなかった。バンベルク大司教のエバーハルトは、ドイツの司教の中で唯一ヒリンだけが同意していないと述べている。Hilpisch, ibid.

¹¹⁴ MRUB. I, Nr.623.

¹¹⁵ MRUB. I, Nr.624. ザンクト・マクシミン修道院に関してアルベロとナミュール伯で交された契約もヴィクトルによって再確認された。MRUB. I, Nr.625.

¹¹⁶ Hauck, Kirchengeschichte, S.275. ; Hilpisch, Erzbischof Hillin, S.17. ; M.Preiss, Die politische Tätigkeit und Stellung der Cisterzienser im Schisma von 1159–1177, (Historisches Studien 248) 1934, S.245–248.

¹¹⁷ <totus Ordo cisterciensis partes Alexandri III papae legitimi amplecteretur, contra Victorem antipapam a Friderico imperatore subrogatum.> Canivez, Statuta, I, 1161.

¹¹⁸ K. Schulz, Die Zisterzienser in der Reichspolitik während der Stauferzeit, in : K. Elm(Hrsg.), Die Zisterzienser. Ordensleben zwischen Ideal und Wirklichkeit. Ergänzungsband, Köln 1982, S.165.

¹¹⁹ <Multi eciam monachorum et conversorum fugerunt in Claramvallem et ad alia diversa loca, quia ydola imperatoris cogebantur adorare, id est scismaticis obedire. Eo tempore nullus abbatum Cisterciensis ordinis per totum Romanum

ッハの書簡から、多くのシトー会の修道院長たちが、皇帝やシュタウフェン家の関係によって、修道院総会や教皇と対立する状況になったことがわかるという¹²⁰。バルバロサはまた、ウィクトルの後任となる対立教皇たちに関するも、彼らを認めさせるために圧力をかけつづけ、アレクサンデル側に立つシトー会を批判した¹²¹。

ヒンメロート修道院の場合、皇帝は、修道士たちに対立教皇のカリクストゥスへの恭順をとるか、修道院を去り帝国外へ追放となるかを選択させ、結局、皇帝の指令は撤回されて大事には至らなかったものの、ヒンメロート修道院の構成員は、既にフランスの修道院へと退去する準備を整えていたと伝えられている¹²²。しかし、プライスの考察によると、ヒンメロート修道院と大司教ヒリンとの関係は、大司教ヒリンがウィクトル側にいる1162年や1163年時において、ヒンメロートの修道院長ランドルフは寄進や権利確認証書の証人として何度も現れていることから、緊密な関係であったとされる¹²³。しかし、大司教ヒリンがヒンメロート修道院宛に与えた権利証書から推察する限りでは、証書の文言の中から修道院と大司教との関係を直接語らしめる事柄は見つけられな

imperium ad generale capitulum Cisterciense ire permittebantur, quia Allexandro catholico pape obediebant.> Schulz, Reichspolitik, S.187 (Amm. 4). クレルヴォー修道院への逃避は、エバーバッハ修道院の母修道院が、クレルヴォー修道院であったからと推察される。Schulz, Reichspolitik, S.187 (Amm. 4).

¹²⁰ Schulz, Reichspolitik, S.165.

¹²¹ Schulz, Reichspolitik, S.165. スタブロのエーレンボルト修道院長は、対立教皇であるパスカリスの承認を要求することを強請され、拒絶の場合には、追放の刑を科すと恫喝された。Preiss, Die politische Tätigkeit, S.246-7.

¹²² Caesarius Heisterbacensis, J. Strange(ed.), Dialogus Miraculorum, I., Koln 1851, D.II, C.18.; Wilkes, Himmerod, S.28f. カエサリウスは、修道士と修練士との会話の中で、フリードリヒ1世と修道院の関係を語っている。

¹²³ Preiss, Die politische Tätigkeit, S.245-248. 例えば、ヒリンが発給したザンクト・ジメオン修道院のコブレンツにおける流通税の新規確認証書(MRUB.I,Nr.634.)、シッフェンベルク律院による6つの村落所有の確認証書(MRUB.I,Nr.634.)、ラーハ修道院の十分の一税権証書(MRUB.I,Nr.637.)、シトー会オルヴァル修道院宛の特権証書など(H. Goffinet, Cartulaire de l'Abbaye d'Orval depuis l'origine de ce monastère, jusqu'a l'anneé 1365 inclusivement, époque de la reunion du comte de chiny au duche de Luxembourg, Bruxelles 1879. n.23.).

い。それでも、大司教による権利確認や訴訟の解決は、ヒンメロート修道院にとって有利な結果に終わっていることは注目に値する¹²⁴。

ヒリンが大司教として在位する1169年までのおよそ18年の間、大司教がヒンメロートに宛てに発給した証書の数は、バイアーの証書集やゲルツのレゲスター等で確認できる限りでは以下の9通である。その多くはヒンメロートの要求に応じて与えたであろう所領確認文書、十分の一税や貢租の免除あるいは支払確認文書、所領や権利の寄進確認文書である。簡潔に内訳を挙げると、1157年のカイムト (Kaimt) のブドウ畠の寄進証書¹²⁵、所領再確認証書¹²⁶と十分の一税支払証書¹²⁷、1158年のローデンブッシュ (Rodenbusch) に関する十分の一税権についての取り決め¹²⁸、1161年のグランスドルフ (Gransdorf) に関する十分の一税の取り決め¹²⁹、1167年のカイムト、ブドウ畠の寄進とリーザー川近隣の森林・牧草地の用益権寄進、貢租免除の証書¹³⁰、1169年は、ヘソの父による寄進の確認と森林・牧草地の用益に関する取決書¹³¹、モスベルクの伯アルベルトによるカイムト小教区のぶどう畠の寄進¹³²、ストゥフェルベルク (Stuffelberg) のアロートをヒンメロートに30マルクで質入する証書¹³³となる。最後のストゥフェルベルクのアロートは、大司教ヒリンによる譲渡である。その他、ヒンメロートが受領している証書として、1152年の教皇エウゲニウス3世による所領確認証書¹³⁴、ルクセンブルク伯ハインリヒによるヴィットリヒ

¹²⁴ この時代から始まると思われるヒンメロート修道院と周辺の農村との森や牧草地をめぐる用益権問題については、以下の拙稿を参照。「シトー会修道院ヒンメロートの森林所領について」『経済学季報』第54巻第2号 2005年。

¹²⁵ MRUB. I, Nr.599.

¹²⁶ MRUB. I, Nr.603.

¹²⁷ MRUB. I, Nr.604.

¹²⁸ MRUB. I, Nr.612.

¹²⁹ MRUB. I, Nr.630.

¹³⁰ MRUB. I, Nr.650.

¹³¹ MRUB. I, Nr.655.

¹³² W. Günther, Codex Diplomaticus Rheno - Mosellanus, Urkunden, Sammlung zur Geschichte der Rhein und Mosellande, der Nahe und Ahrgegend, und des Hundsrückens, des Meinfeldes und der Eifel, I, Coblenz 1822, Nr. 186.

¹³³ MRUB. I, Nr.657.

の所領の権利と保護を確認した証書¹³⁵がある。

ヒリンの時代に、ヒンメロート修道院所領においてフォークト関係を示す証書は、以下で示す1169年の2通の証書のみである。ただし、いずれもヒリン大司教の発給文書ではない。一通目は、ヒンメロート修道院がブロッホのテオドリヒから貢租として修道院に負わされていた3ソリドゥスと1マルターの燕麦を寄進され、その際、フォークトから脱し貢租支払いの義務からも免れることをトリーアの首席司祭・首席助祭であるヨハネスが確認した寄進証書である¹³⁶。この証書は、修道院がフォークトの権限から免れていることを明解に示すもので、当該所領の権利を修道院が完全に獲得したとも解せるものである。

しかし、この寄進はテオドリヒの遺産としてもたらされたものであり、その見返りとして、ヒンメロート修道院への埋葬が約束されていた¹³⁷。シトー会修道院の規定としてしばしば挙げられる1134年の修道院総会決議録では、シトー会の修道院は、滞在中に修道院で死去した客人や奉公人を除いて、他の土地から来た者の埋葬を禁止し、例外として、シトー会の友人とその妻のみを規定している¹³⁸。埋葬の拒絶は、埋葬に伴う利益を放棄することを意味していたから、その利を断念してまでも修道院に係わる者との接触を可能な限り避けようとしたことになる。修道院領域への埋葬は、葬儀だけではなく、死者の親族の年忌祭、更なる埋葬に結びつくことになったからである¹³⁹。しかし、この規定も後の修道院総会にて、度々追加や変更がなされることになった。1152年

¹³⁴ MRUB. I, Nr.563.

¹³⁵ MRUB. I, Nr.656.

¹³⁶ MRUB. I, Nr.659.

¹³⁷ <et pro sepultura sua. censem trium solidorum. et maldrum auene. scilicet quem censem solebant fratres singulis annis prefato Theodrico dare pro manso Bouonis. ut liberum eum tenerent ab omni jure aduocatie et placitacionis. et omnimoda exactione.> MRUB. I, Nr. 659.

¹³⁸ <Ad confessionem, ad sacram communionem, ad sepulturam, neminem extraneum praeter hospites et mercenarios nostros, intra monasterium videlicet morientes recipimus,...ad sepulturam autem duos tantummodo quos voluerimus de amicis, de familiaribus nostris cum uxoribus suis.> Canivez, Statuta, I., 1134. XXVII., ; Thiele, Echternach, S.79.

の総会規定では、国王、王妃、大司教と司教以外は誰も埋葬されないとされ¹⁴⁰、1157年には、修道院創設者の埋葬が明記された¹⁴¹。ちなみに、大司教アルベロが1152年にコブンレンツにて死去した際は、彼の遺骸はトリーアへ移送されたが、彼の内臓は、ヒンメロート修道院の聖歌隊席の北壁に据えられたことになったという¹⁴²。

ブロッホのテオドリヒは文書にも記されているように、トリーアの助祭長であるヨハネスの親類であり、彼の本拠地と思われるブロッホ (Broch=Bruch) は、修道院から南に数キロ程にあるグランギア・アルテンホーフよりさらに南下したザルム河畔の谷間に位置し、城塞もまた存在する¹⁴³。ブロッホの寄進は、貢租の寄進であるから、該当地は俗人領主のグルントヘルシャフトに属する農地であることは確実である。つまり、寄進地は依然として司教区教会や近隣の俗人有力者との権利が担保されていたのである。アルベロは、そのような土地を買い上げ、再寄進するか、俗人に権利を放棄させていたと考えられる。しかし、既にあちこちに村落が存在し、開墾活動も進んでいたモーゼル川流域地帯においては、常に修道院にとって都合がよい所領が寄進されていたわけではなく¹⁴⁴、また、以下で示すルクセンブルク伯の保護もそうであるように、フォークト離脱を記した先の証書は、修道院設立当初に寄進され、修道院に自由な権利が与えられていたはずの所領であっても、グルントヘルたる諸俗人貴族の権利関係は、当該所領から完全に切り離されてはいなかったことを逆に推察させるものである。なお、時代は下るが、1218年にヒンメロート修

¹³⁹ Carola Fey, Die Begräbnisse der Grafen von Sponheim, Untersuchungen zur Seepulkralkultur des mittelalterlichen Adels, Mainz 2003, S.42f. 教会建築物内への埋葬の禁止は、たびたび規定され、墓所が容認された後は、教会の近くに礼拝所を設置することになった。Fey, ibid., S.43.

¹⁴⁰ Canivez, Statuta, I,1152.10.

¹⁴¹ Canivez, Statuta, I,1157.63.

¹⁴² MGH. SS. VIII, S.258. ; Fey, Begräbnisse, S.75.

¹⁴³ Neues Preussisches Adels-Lexikon, Leipzig 1836. S.314.

¹⁴⁴ モーゼル川流域の経済史は、ランプレヒトの大著を参照。K.Lamprecht, Deutsches Wirtschaftsleben im Mittelalter, III Bde., Leipzig 1885-1886. Bd.I.,1960 (Neudruck).

道院最古のグランギア・ヴィンターバッハとローデの農民との間で森林の利用をめぐる争いが起こった際、ブロッホのテオドリヒは、調停人の一人として現れている¹⁴⁵。特に大司教ヒリンの時代以降、ヒンメロートの所領がますます拡大し、当該所領に関する権利関係の問題が顕在化したから、所領の拡大による修道院の経済基盤の拡張は、さらに周辺農村との接触を生み、当然にして土地に関する権利関係の問題に接触することになったと考えられる。そして、俗人の領域には当然にして領主の裁判権が及んでいたのであった。

もうひとつの証書は、ルクセンブルク伯ハインリヒによる保護文書である。ヒンメロート修道院のヴィットリヒの所領に関するもので、ハインリヒは、ヴィットリヒの所領において修道院の加害者に対する保護を示している¹⁴⁶。ヴァイルケスは、アイフェルの領主たちはヒンメロート修道院と良好な関係を持っており、その俗人君主たちの保護を担保にして、ヒンメロート修道院の経済発展が可能となったとみている。ただし、これらの保護は決して無償であったわけではなかったのである¹⁴⁷。

3-3. 大司教アルノルト1世 (Arnold I. von Walcourt, 1169-1183) の時代

アルノルト1世の時代は、ヒリンの時代よりも比較的静寂な年月を保ったようと思われる。バルバロサの推挙もあり大司教となった彼は、シュタウフェン家の政策に忠実でもあった。しかし、ロートリンゲン侯によるトリーア大司教領域への侵攻やナッサウ伯との対立があり、諸伯との衝突が全くなかったわけではなかった。それでも、アルノルト1世は、近隣の領主たちとの武力衝突を好まず、寄進等を通じて彼らを懷柔する策をとった。それゆえ、彼は平和的大司教としてみなされている¹⁴⁸。また、大司教による寄進は、世俗の君主に対してだけではなく、修道院へも多くがなされた。現存する大司教発給の証書

¹⁴⁵ MRUB. III, Nr.97.

¹⁴⁶ MRUB. I, Nr.656. ; C.Wampach, Urkunden- und Quellenbuch zur Geschichtte der altluxemburgischen Territorien bis zur burgundischen Zeit, 10.Bde., Luxemburg 1935-49. I, Nr.483.

¹⁴⁷ Wilkes, Himmerod, S.100f.

を見ても¹⁴⁹、ヒンメロート修道院関係のものが多く、修道院のグランギアについての紛争を処理した例もある。アルノルト1世との関係は、ヒンメロート修道院にとって修道院所領における権利拡大の機会を提供したと考えられる。

ヒンメロート修道院に対して大司教アルノルト1世が権利の確認や調停を示した例は、1171年のマンダーシャイトのリヒャルトの寄進とニーダーリッティゲン (Niederlittigen) における修道院側と農民による当地の利用制限、レムボルツヴァイラー (Remboldsweiler) の森林用益、プラテン (Platten) の十分の一税寄進の再確認¹⁵⁰、ブロッホのテオデリヒ、ゲルハルト、フリードリヒ兄弟によるグランギア・アルテンホーフの所領に関する協定の確認¹⁵¹、1173年、デューデルドルフのフィリップとアンセルム兄弟がレムボルツヴァイラーの用益に関して争った際の調停¹⁵²、アルトリップ (Altrip) の十分の一税に関してノイマーゲンのマフリートとアレクサンダーが修道院と争った際の調停¹⁵³、1174年、コルデルの十分の一税についての調停¹⁵⁴、1179年、アルトリップの教区教会と十分の一税権に関する争議の調停¹⁵⁵、1181年、シャイトヴァイラー (Scheidweiler) の教区教会と十分の一税権をめぐる争いの調停¹⁵⁶、その他、ウルチッヒ (Urzig) のアロートやコルデルの十分の一税に関する要求破棄の確認¹⁵⁷、ノヴィアン (Noviand) の十分の一税についての確認¹⁵⁸がある。

¹⁴⁸ Marx, Trier, S.130f. マルクスは、アルノルト1世の温厚な態度について、彼に批判的な意見に対するアルノルト1世の言葉を引用して紹介している。「闘争にて、人々と宝を犠牲にするよりも、むしろ、私は宝によって人々の喪失なく、献身を通じて平和を求めるたい。」 Marx, Trier, S.131.

¹⁴⁹ Goerz, Regesten der Erzbischöfe zu Trier, S.23-26.

¹⁵⁰ MRUB. II, Nr.11.

¹⁵¹ MRUB. II, Nr.13.

¹⁵² MRUB. II, Nr.19. レムボルツヴァイラー (Remboldsweiler) ではなく、ベルクヴァイラー (Bergweiler) の可能性もある。

¹⁵³ MRUB. II, Nr.20.

¹⁵⁴ MRUB. II, Nr.22.

¹⁵⁵ MRUB. II, Nr.36.

¹⁵⁶ MRUB. II, Nr.42,43.

¹⁵⁷ MRUB. II, Nr.62.

特に、1171年のアルテンホーフにおける事件に関しては、フリードリヒをヒンメロート修道院のグランギア・アルテンホーフへ暴力行為を行ったかどで、破門にしている。当地は、もともとルクセンブルク伯からのベネフィキウムとして、フリードリヒの伯父が保有していたものであり、大司教アルベロの時代にヒンメロート修道院に寄進されたものである。しかし、アルノルト1世は、フリードリヒの要求を、破門を持って断念させ、治安回復後にその破門を解いたのである¹⁵⁹。アルテンホーフは、1138年に修道院が移転する前の修道院所在地であり、本院からも2キロほどの近接地である。

寄進関係では、1180年の大司教アルノルト1世によるストッペルベルク(Stoppelberg), ハールト(Haardt)の所領の寄進¹⁶⁰, 1181年, ヘソによる彼の父の寄進の再確認¹⁶¹, 1181年, スプリンギエルスバッハ修道院によるオレンフォーフェン(Orenhofen)における十分の一税の寄進¹⁶², アルノルト1世によるロイテスドルフ(Leutesdorf)の寄進¹⁶³の証書が確認できる。

しかし、これらの証書史料の中で、フォークトから免れることが記載されている証書はなく、唯一、1181年の大司教アルノルト1世がラントシャイト(Landscheid)の所領をヒンメロート修道院に寄進した文書にのみ、フォークト離脱の状況が確認できる¹⁶⁴。当地は、アルノルト1世がイゼンブルクのゲルラッハ、ハインリヒの両兄弟から購入したもので、その寄進にあたり、全てのフォークトを排除して保護を与えている¹⁶⁵。ラントシャイトは、ヒンメロート修道院の南部、アルテンホーフのグランギアと先に挙げたブロッホとの間に位置し、ザルム河畔にある所領である¹⁶⁶。ラントシャイトは、アロートとして確認されてもいるから、種々の貢租負担から免除され、結局、グランギアと

¹⁵⁸ MRUB. II, Nr.37.

¹⁵⁹ MRUB. II, Nr.13.

¹⁶⁰ MRUB. II, Nr.39.

¹⁶¹ MRUB. II, Nr.40.

¹⁶² MRUB. II, Nr.50.

¹⁶³ MRUB. II, Nr.59,60.

¹⁶⁴ MRUB. II, Nr.47.

¹⁶⁵ <ab omni iure aduocatie liberum et absolutum> MRUB. II, Nr.47.

して最適な環境を手に入れたことになる。

俗人による寄進では、ブロッホのテオデリヒがコルデルの十分の一税権を寄進した際、テドデリヒとルードヴィヒが保護を約束している証書が確認できる

¹⁶⁷

いずれにせよ、設立以降、急速に拡大するヒンメロート修道院の所領は¹⁶⁸、当該所領に付随する権利に関し、逐次その権利者（フォークトなど）と折り合いを顧慮しなければならなかったことをこれらの証書は示している¹⁶⁹。また、この時代、マリア・ラーハなど他の修道院には修道院所領に関するフォークト離脱の証書や権利譲渡の証書が存在している一方¹⁷⁰、ヒンメロート修道院には、同じような証書が確認できない。その理由は、所領の拡大や修道院やグラニギアにおける農業経営の展開に伴って生じた問題と無関係ではなく、以下で示す、大司教テオドリヒ2世の時代も同様な状況にあることから類推できるものである。アルノルト1世の時代、ヒンメロート修道院は修道院所領からフォークトを剥離させる機会と手段を持ちえず、さしあたり従来からの慣習的な保護関係によって所領の安寧を担保するだけであったといえよう。

¹⁶⁶ 当地は、1184年の教皇ルキウス3世による所領確認証書では、聖ニコラウス教会とラントシャイトの土地と共に再確認され (MRUB. II, Nr.67.), 1190年の教皇クレメンス3世の確認証書においても、グラントドルフの保護権も含めて確認されている (MRUB. II, Nr.105.)。ちなみに、1219年の教皇ホノリウスによる所領確認証書では、グラニギアと記載され、所領はグラニギアになっていることがわかる (MRUB. III, Nr.104.)。

¹⁶⁷ MRUB. II, Nr.22.

¹⁶⁸ ヒリンによる1157年の所領確認文書でもわかるように、以前の所領確認証書に記載されている所領の他に、新しく追加された所領や農場がグラニギアに変わっているのもある。12世紀の間にヒンメロート修道院の所領がかなり拡大してゆく様子が、これらの所領確認証書から推察できる。

¹⁶⁹ フォークトから離脱したことによる実質的意義・内容は、フォークトの役割や権利（刑罰を伴う裁判権など）を明らかにした上での議論が必要ではある。また、教会フォークトとしての俗人の役割は、領主としての所領の貢租徵収権や十分の一税徵収権にまで及ぶことが史料から判読できる。よって、その意味で議論しても問題はないと思われる。Rösener, Salem, S.85-87.

¹⁷⁰ MRUB. II, Nr.12(1171),13(1171),18(1173).

3-4. トリアー大司教区の混乱期（トリアーのシスマ, 1183-1189）

1183年から1190年の間は、トリアー大司教座のシスマの時期であり空位期でもある。アルノルト1世の後継として、皇帝バルバロサの後ろ盾による首席司祭のルドルフ (Rudolf von Wied) と教皇を後ろ盾とする主席助祭のフォルマル (Folmar von Blieskastel) の両者が選出される二重選挙となった。この時期における両大司教の史料は少なく、ヒンメロート修道院との関係を探るのは困難である。この時代、ヒンメロート修道院は、1184年に教皇ルキウス3世にこれまでの所領の再確認を求め、受領した証書にはこれまでの大司教の時代において、修道院が獲得してきた所領の細目について述べられている¹⁷¹。しかし、大司教区の混乱期にこの教皇文書が修道院の権利を直接保護できる能力はなく、大司教の保護も得られない状況にあったため、結局、修道院は俗人領主たちによる権力介入を受けたのである。その後、1206年に一応の決着を見ることになるこの問題は、トリアーのシスマの際にマルベルクのフリードリヒが、ハールト、ファイルツ (Failz), ジーベンボルン (Siebenborn) の所領に関して、フォークタイを要求したことに端を発した¹⁷²。この三所領は、修道院の設立初期に寄進されたものであり、この時期にはすべてグランギアであった¹⁷³。しかし、フリードリヒが、ルクセンブルク伯からのレーエンとして、これらの土地の農民に関するフォークト権を持っていることを理由に、その権利を修道院所領にも主張したのである¹⁷⁴。この事件は、グランギアが外部の

¹⁷¹ MRUB. II, Nr.67.

¹⁷² MRUB. II, Nr.224.

¹⁷³ ファイルツは、1138年の寄付行為文書 (MRUB. I, Nr.505.), ハールトは1152年の教皇エウゲニウス3世の所領確認文書 (MRUB. I, Nr.563.), ジーベンボルンは1157年のトリアー司教ヒリンによる所領確認文書にグランギアとして記載される所領である (MRUB. I, Nr.603.)。比較的本院に近いこの3つのグランギアは、ヒンメロート修道院の農業活動にあたり重要な位置を占めていると思われ、特にモーゼル河畔に位置しているジーベンボルンは、水運の利便性を持ったブドウ畠所領でもある。ジーベンボルンに関しては以下の文献を参照。W.Storch, Klosterhof Siebenborn. Beiträge zur Geschichte eines Wirtschaftshofes der Cistercienserabtei Himmerod, Himmerod 1958.

人間たちとの係わりを持たず、修道院の法的独立地帯であるとしたシト一會の意図をもってしても、依然として、所領に関するフォークトの介入があったことを示すものである。

ヴィルケスは、この期を境にして、ヒンメロート修道院の取得政策が停滞期をむかえ、修道院所領を他の領域に模索し始めたと考えている¹⁷⁵。1185年頃、ヒンメロート修道院は、シュパイヤー近郊の農場を皇帝バルバロサとハインリヒ6世の助力のもとで取得しており、この後は、シュタウフェン家の国王や皇帝との関係を軸にして、その新規獲得所領を本院からかなり隔たったライン川流域に獲得する例が顕著になる¹⁷⁶。ヴィルケスはまた、このシスマは修道院内の生活には影響を及ぼさず、1189年にハイスター・バッハ修道院(Heisterbach)設立のための準備期間として、ある種、修道院の内的発展の高揚期にあたると指摘している¹⁷⁷。

3-5. 大司教ヨハン1世 (Johann I. von Trier, 1190-1212) の時代

1189年、トリーア大司教座の二人の大司教の時代、あるいは空位とみなされたその時代が、国王ハインリヒ6世の動きにより終焉を迎えることになった。二人の大司教の選出は無効となり、皇帝の尚書であったヨハン1世がトリーア大司教として選出された。このヨハン1世はトリーア大司教区のシスマ期の混乱を修復し、トリーア大司教領邦政策を軌道に乗せる人物となる¹⁷⁸。ヨハン

¹⁷⁴ <... a quo idem F. tenebat in feodo aduocatiam super rusticos quarundam circumiacentium villarum.> MRUB. II, Nr.224. ; Thiele, Echternach, S. 80.

¹⁷⁵ Wilkes, Himmerod, S.29.

¹⁷⁶ Wilkes, Himmerod, S.91,98. ライン川流域の新規獲得所領は、当然にしてシュパイヤー司教区に属するものが多い。

¹⁷⁷ この期は、後にヒンメロート修道院が貴族の埋葬地となることを許容し、俗人貴族たちとの関係を深めることによって、修道院の保護と財政的な基盤を確保するという、修道院の新たな選択がもたらされる時期ともみなされている。Fey, Begräbnisse, S.75. スポンハイム伯の埋葬地としての例は、フェイの研究を参照。Ibid, S.85f.,92ff.

¹⁷⁸ 大司教ヨハン1世は、スポンハイムの伯ハインリヒ(スタルケンブルク, ハム, その他), フィルネブルクの伯, フィアンデンの伯フリードリヒ(デューデルドルフとガルランツの両砦), カルヴの伯コンラート(エンゼンブルク)たちに砦と所領を大司教からのレー

1世は、大司教に対する敵対的な攻撃に対抗するため、多くの騎士たちとレーエン関係を結び、大司教領の防護のために新しく城砦を築いた。1197年には、宮中伯のハインリヒからトリーアのフォークト権を獲得するに至る¹⁷⁹。大司教はまた、修道院政策にも通じ、諸修道院が切望していた俗人フォークトによる修道院内や修道院所領への介入を防ぎ、修道院を解放するのに努力した。大司教によるこれらの施策は、トリーア大司教による世俗と教会機関の支配へと収斂してゆき、後の領邦君主制への道をならすことになったのである。ヨハン1世は、とりわけシトー会修道院には好意的であり、この関係はヒンメロート修道院にとって大きな利益をもたらしたと思われる¹⁸⁰。ちなみに、ヨハン1世はトリーア大司教であったにもかかわらず、彼の亡骸は大司教の意によってヒンメロート修道院に埋葬されることになる。

ヨハン1世の時代の証書史料は、バイアーの証書集に集められているものでは、総数でおよそ200通¹⁸¹。また、ゲルツのトリーア大司教文書のレゲスタでは、大司教が残した証書として106通が挙げられている。そのうち大司教ヨハン1世がヒンメロート修道院に宛てた証書は16通である¹⁸²。ヨハン1世は、その在任期において、ヒンメロート修道院の所領問題の解決に係わる証書を比較的多く残しており、その内容からは、ヒンメロート修道院が結果的に利を得ていることが分かる。しかし、ヨハン1世の時代においても、フォークト離脱はそう簡単に達成されることはなかった。

トリーアのシスマの最中、ヒンメロート修道院は、シュパイヤー近郊の農場

ヘンとして再取得させた。その代わりに大司教は、ケルベルクやハダマール、レバッハ、デューデンバッハ、ボーレイ、トールなどの所領とプファーレンドルフの家屋とふどう畑、オイレン、リーザーとクルーゼラートなどを獲得した。Marx, Trier, S.131.

¹⁷⁹ MRUB. II, Nr.165, 166. ; Lexikon des Mittelalters, S.516. ; Marx, Trier, S.131. ; M. Corsten geb. Loenartz, Erzbischof Johann I. von Trier (1189-1212). in : Zeitschrift für die Geschichte der Saargegend, XIII, 1963. S.170f. ヨハン1世は、都市内の商業の安定のために、都市を壁で囲繞し、堅固なものにもしている。

¹⁸⁰ Corsten, Erzbischof Johann, S.151-154.

¹⁸¹ MRUB. II.

¹⁸² Goerz, Regesten der Erzbischöfe zu Trier, S.26-31.

を皇帝バルバロサとハインリヒ6世によって取得したことは既に述べた。シスマの後の1191年にシュパイヤー近郊のアルトリップの教会が、国王ハインリヒ6世によってヒンメロート修道院に譲渡され¹⁸³、その証書には、裁治権からの自由と国王による保護が示されている。バルバロサと異なり、ハインリヒ6世はヒンメロート修道院に対して好意的であったことが推察される¹⁸⁴。シュワーベン地域に関しては、この地がシュタウファーの国王によって直接、ヒンメロート修道院へもたらされた最初のケースになる。国王や皇帝との結びつき確認され、所領に関して保護権者としての皇帝が明確に登場する例である。1194年には、ヴァイセンブルク修道院(Weissenburg)とヒンメロート修道院の間で所領の交換が行われ、ハインリヒ6世がそれを証明している¹⁸⁵。

大司教ヨハン1世は、1190年代の初頭にナッサウ伯がフォークト権を放棄して、ヒンメロート修道院のコブレンツの所領がフォークトから自由になったことを確認している¹⁸⁶。1201年には、ベリンゲンの騎士とその妻が、ヒンメロート修道院にヴァイラー(Weiler)とフィンクロートの間の未耕地を寄進したが、当地は保護者やフォークトが存在しない、貢租や十分の一税からも自由な土地であった¹⁸⁷。同年、カイル(Keil)の農民とヒンメロート修道院が修道院所領の用益をめぐり農民たちと争った問題については、ヨハン1世が、マンダーシャイトのテオドリヒによって修道院による所領の取得と森や放牧地の共同利用を認めさせ、修道院所領を彼が保護する旨を証明している¹⁸⁸。大司教ヨハン1世が残したこの証書からは、大司教が現地の領主に修道院の保護を委

¹⁸³ F.X. Remling(Hrsg.), Urkundenbuch zur Geschichte der Bischöfe zu Speyer, 2. Bde., Mainz 1852.(Nd.1970) I, Nr.110. 以下Rem.と略記。

¹⁸⁴ Thiele, Echternach, S.35.

¹⁸⁵ MRUB. II, Nr.134. ; Rem., I, Nr.112. ヴァイセンブルク修道院はヒンメロードからエンキルへ近郊のぶどう丘を100マルクの価値で獲得し、その代わりにメッテンハイムとレッヒホルツの所領を譲渡した。また、森林はライン川まで及んでいるものである。

¹⁸⁶ <ab omni iure uel consuetudine aduocatie sint exempti. et libertatem et immunitatem perpetuam consecuti.>MRUB. II, Nr.121.

¹⁸⁷ MRUB. II, Nr.190.

¹⁸⁸ <in suam defensionem>MRUB. II, Nr.193.

ねていることがわかる。翌年の1202年にも、カイルのコンラートがヒンメロートの所領についての要求を放棄し、修道院所領はアロートであることをヨハン1世が証明している¹⁸⁹。

1204年、大司教ヨハン1世は、ゼンハイム (Senheim) の所領の権利関係についてヒンメロート修道院とゼンハイムのアルベロの相続人との間で調停をなした。問題となった所領はアロートで、アルベロがエルサレムへの旅立ちの前に修道院に寄進した土地であった。当地に関して、彼の親族がフォークト権を新たに要求したのである。この件に関してヨハン1世は、修道院が自家経営で土地を保持している限り、フォークト権を放棄することで解決させた¹⁹⁰。

1206年に権利が確認された、ハールト、ジーベンボルン、ファイルツの所領へのフォークト介入の問題は、シスマの時代の貢にて挙げた通りであるが、ヒンメロート修道院にとって、これらのグランギアは農業経営上、重要な所領であり、訴訟によって修道院側の権利が再確認されたものの、たとえグランギアであってもフォークトの問題はそう簡単に解決できるものではなかったことを示している。

1209年には、ライン宮中伯ハインリヒが、ヒンメロード修道院とミーゼンハイム (Miesenheim) のグランギアを彼の保護におき、モーゼル河畔、トゥーロン (Thurand) における流通税免除、農民からの貢租支払を付与した¹⁹¹。

ヨハン1世の時期は、修道院所領の諸権利に関してフォークトを要求する領主たちとの問題のみならず、村落の農民と放牧地や森林の用益に関するものもめぐらしかった。

¹⁸⁹ MRUB. II, Nr.205.

¹⁹⁰ <dicens sibi competere ius aduocatie in predictis bonis. vnde cum ad nostram audientiam res deducta fuisset....sed in bona pace permitterent eos gaudere bonis illis. siue fratres sepedicti monasterii eadem bona propriis manibus uel sumptibus uelint excolere.> MRUB. II, Nr.219.

¹⁹¹ <... quad nos domum illam de hemmenrode. sicut eam speciali deuotione diligimus. et semper uolumus promouere. in nostre tuitionis defensionem cum suis attinentiis suscepimus. maxime grangiam ipsorum de Miesenheim.....Remisimus etiam eis thelonium apud thurun et a seruitio annone quam rustici predice uille de Misenheim nobis annuatim tenentur persoluere.> MRUB. II, Nr.245.

例も顕著であった¹⁹²。これらの問題の解決は、その多くがトリーア大司教によって、これまでの諸権利を追認する形で修道院側に比較的有利な結果をもたらしている¹⁹³。ヨハン1世のような後ろ盾は、ヒンメロート修道院にとってシスマの際の混乱期、その直後の修道院所領の安定に大きく寄与したと思われる。しかも、ヒンメロート修道院は、1190年の6月4日付で、教皇クレメンス3世による所領確認証明を受けている¹⁹⁴。この件の詳細については後述するが、ヒンメロート修道院が受領した証書には、大司教と修道院の関係についての踏み込んだ内容の記載があり、ヒンメロート修道院がこの時代、国王との関係があるヨハン1世に関しても、いかに用意周到たる対応を行っていたかをうかがわせるものである。しかし、その懸念に及ばず、トリーア大司教ヨハン1世は、ヒンメロート修道院にとって大変好ましい存在であった。

ヨハン1世は、シトー会に帰依しているとされ、ヒンメロート修道院との関係も深い。しかし、一方で、大司教ヨハン1世は、国王や帝国との関係から教皇による破門の宣告で恫喝されており、シトー会への帰依も、1203年、破門を解除されるべくローマに向かう途中、フランスのシトー会修道院に立ち寄ってのことであった¹⁹⁵。

¹⁹² 1194年、トリーア大司教ヨハン1世は、ヒンメロート修道院のグランギア・ジーベンボルンとメリングエンとノビアンの農民たちとの争いについて和解証書を残している (MRUB.II,Nr.138.)。1203年には、ヴィンターバッハ近郊のエーランクの農民たちと森の用益を巡る訴訟を (MRUB.II,Nr.213)，同年、グランギア・シェーンフェルトとモーゼル川へ行く土地の争議もヨハン1世が調停している (MRUB.II,Nr.214)。拙稿「シトー会修道院ヒンメロートの森林所領について」参照。

¹⁹³ 1207年のイゼンブルク伯ラインボルトの要求に関しては、トリーア大司教のヨハンが国王フィリップに上訴する形になり、結果的に国王フィリップによって、ラインボルトの要求は退けられることになった。MRUB. II, Nr.229,230. 国王との関係の項4-2参照。

¹⁹⁴ MRUB. II, Nr.105. 同日、大司教ヨハン1世も教皇からトリーア大司教座を預かる証書を受取っている。

¹⁹⁵ Corsten, Erzbischof Johann, S.187f. インノケンティウス3世は、トリーア大司教のヨハン1世に執拗に迫り、ケルンの大司教にトリーアの大司教区においてケルン大司教の権利を獲得すべきことを請願したり、マインツの大司教には、トリーアへ行き教皇の意思に従うよう聖職者や人民に忠告するよう要求した。結果的に教皇の指示はことがうまく運ばず、1203年の2月にドイツの司教たちに書簡を送り、ヨハン1世に関しては、6ヶ月以内にローマに赴かなければ、破門を通告すると威嚇した。

3-6. テオデリヒ2世(Theoderich II. von Wied, 1212-1242)¹⁹⁶の時代

1212年、ヨハン1世の後継者としてヴィードのテオデリヒ2世が大司教に任命された。テオデリヒ2世は、シュタウフェン家の支持者であり、皇帝フリードリヒ2世に助力した人物の一人である。また、1215年のラテラン公会議において国王フリードリヒ2世の利益を代行し、同年7月のアーヘンにおけるフリードリヒ2世の戴冠の際には同席している¹⁹⁷。1220年11月の教皇ホノリウスによる皇帝戴冠の際のローマ行きには参加しなかったものの、フリードリヒ2世の側近として各地へ随行することは少なくなかった。

ローマへの上洛以前、1220年4月にフリードリヒ2世は、彼の息子ハインリヒ7世をドイツ国王に選出させることにした。その際、フリードリヒ2世は、代償としてドイツ国内の大司教たちと有名な「教会諸侯との協約」を締結したため¹⁹⁸、国王が持つレガーリエン、関税徵收権、貨幣鑄造権、裁判権が教会諸侯の手中に入ることになった。帝国の権利が各教会諸侯に移ることは、すなわち、トリーア大司教がそのイムニテート領域を名実共に確保することと同義であったから、トリーア大司教領の権力基盤はさらに高まることになった¹⁹⁹。

その後、1227年に大司教テオデリヒ2世は、モンタバウアー (Montabaur) の旧城塞をナッサウ伯に対抗するために再建築することに着手した。この城塞には、強力な人材を指名し、レーエンとして与えたが、後にここは、テオドリヒ2世と彼の後継者の居城として利用されることになる。トリーア大司教区の

¹⁹⁶ ラテン名では、Theodericus であり、ドイツ語表記としては、DietrichあるいはTheoderichと表記される。筆者は、ゲルツのレゲスタの表記に準じて、Theoderichを用い、カタカナ表記はテオデリヒとした。

¹⁹⁷ E. Düsterwald, Kleine Geschichte der Erzbischöfe und Kurfürsten von Trier, Sankt Augustin 1980. S.61. ; Lexikon für Theologie und Kirche, Dritter Band, Freiburg 1959. Bd. 3., S.387. フリードリヒ2世は数回、戴冠を行っており、1212年12月にもマインツ大司教によって戴冠されている。1216年5月11日にフリードリヒ2世は、ヴュルツブルクの帝国教会で spolienrecht と国王大権を取り戻した。

¹⁹⁸ Confoederatio cum principibus ecclesiastic

¹⁹⁹ ミッタイス、前掲訳書、210-212頁。ミッタイスは、Confoederatio cum ecclesiastic principibus がラント諸侯の独立政策の発端、領邦高権の発展に寄与したとする一般的の見解に異論を唱える論究があることも注記している。同書、212頁。

教会機関に損害を与え、横暴に振舞っていたルクセンブルク伯のヴァルラムたちには、地域の教会会議にて破門を宣告することで対抗した²⁰⁰。

1234年、ボッパルトにてドイツ国王のハインリヒ7世が謀反を起こした際に、大司教テオドリヒ2世を始め、他の諸侯たちがハインリヒ7世への賛同を拒絶し、ハインリヒ7世のもくろみは失敗に終わることになった。結局、1235年に皇帝がイタリアから帰還し、ハインリヒ7世をヴォルムスに拘禁、後に南イタリアへと移送した²⁰¹。ハインリヒ7世の罷免の後、1237年にウィーンで幼少のコンラート4世（1237-1254）が、国王に選出されることになったが、その際、テオドリヒ2世は当然にして参列した。しかし、1238年には、マルベルク（Malberg）の領主たちがキル川のザンクト・トマス修道院（St. Thomas）から修道女たちを追い払うなどの事件を起こし、それに対処するためにトリーアに戻った。尚、フリードリヒ2世は、コンラート4世を暫定的にマインツの大司教ジークフリート3世に預け、1242年からはチューリンゲン方伯ハインリヒ・ラスペに預けた²⁰²。ちなみにハインリヒ7世は、1242年に死去した。

1239年、教皇グレゴリウス9世は、皇帝フリードリヒ2世を再び破門に処した。しかし、大司教テオドリヒ2世は、トリーアの大司教区で破門を公表することを拒み、教皇特使がトリーアに現れる前に、大司教はモンタバウアーの城砦に一時逃れることにした。そして、1241年にはトリーアへ帰還したものの、翌年の3月にトリーアにて死去した²⁰³。

テオドリヒ2世は、先の1220年の皇帝による特権をもってトリーアにおける最初の“選定侯”と見なされている。テオドリヒ2世期やその後の大司教の統治期においては、依然として大司教領の権利や領邦高権を巡る争いが続いているのだが、ヨハン1世に引き続いてトリーア司教区内の城塞を整え、トリーア大司教による領域政策を鑑みた場合、テオドリヒ2世は、歴代トリーア大司教

²⁰⁰ Marx, Trier, S.131. Düsterwald, S.63.

²⁰¹ Düsterwald, S.63.

²⁰² Düsterwald, S.63.

²⁰³ Düsterwald, S.64.

の中でも看過すべき人物ではないだろう²⁰⁴。

テオデリヒ2世は、教会支援に関しても無縁ではなかった。しかし、シトー会といった従来の修道会ではなく、より新しい托鉢修道会（フランシスコ会、ドミニコ会）を奨励し、トリーアやコブレンツではドイツ騎士修道会を奨励したとされる²⁰⁵。

テオデリヒ2世の時代は、ヒンメロート修道院にとって、残存する史料から判断する限り、修道院所領の近郊にある村落の農民と森や放牧地の用益をめぐる争いが、一層活発化する時代としても位置づけられる²⁰⁶。テオデリヒ2世期の証書は、バイヤーの証書集では、総数でおよそ740通、そのうちヒンメロート修道院に関する文書は94通、大司教テオデリヒ2世がヒンメロート修道院に発給したものは33通、修道院所領の用益権や十分の一税権を巡る問題の処理を大司教が確認したものは13通、トリーアの聖堂参事会員や諸伯などによる調停確認証書は10通、寄進や交換など所領の獲得証書は39通を確認できる。その他、権利放棄、流通税免除などの証書も数通存在する。この時期の特徴としては、所領の諸権利の確定、争議の処理に関する証書がやはり際立ち、寄進証書もそれなりの数が見つかるものの、新たな寄進の際に所領の自由を獲得できたものは、およそケルン大司教区にあるヴァイラーの所領くらいである²⁰⁷。

本稿での論点であるヒンメロート修道院所領におけるフォークト権免除が明確に記された文書は、この時代においては、1通もない。俗人がフォークトとなっている所領に問題を抱えているヒンメロート修道院にとっては、この時代は、所領の所有や利用に関する訴訟の解決によって翻弄され、結果的に修道院側には有利な条件を確認するに至ったものの²⁰⁸、フォークトを完全に排除す

²⁰⁴ Düsterwald, S.64.

²⁰⁵ Düsterwald, S.63.

²⁰⁶ シュナイダーは、13世紀初頭から始まる森の用益権を巡る争いは、修道院農場における家畜数の増加にともなう牧草地の利用拡大、森の所領の更なる確保にその原因があるとしている。A.Schneider, Die Cistercienserabtei Himmerod im Spätmittelalter, Himmerod 1954. S.121-122.

²⁰⁷ MRUB. III, Nr.443,444.

²⁰⁸ Lamprecht, Wirtschaftsleben, I.2, Nr.1. 農民たちにとって不利な判決は、農民たちによる暴挙をもたらした。

るには、至らなかつたということであろうか。

それでも、アドヴォカートゥスという文言はなくとも、所領に関する諸権利を放棄した例、あるいは、ヒンメロート修道院への譲渡・売却の例から、当地のフォークトが該当地に関して権利を持っていたことは確認できる。以下2例を挙げる。1213年にアーレの伯ゲルハルトが、息子のテオデリヒとオットーがヒンメロート修道院の所領に関する裁判権から自由にしたことを見認する証書²⁰⁹、1241年の8月にブロッホ（ポンテ）の騎士であるライナーが、ジーゲヴィンによるヒンメロート修道院へのケステン（Kesten）の家の売却を認めた際、自らが当地のフォークトであり、売却によりライナーのフォークトへの負担が解消されることを明記した証書である²¹⁰。

ちなみに、用益の利用を巡り争いが多かった所領を挙げておくと、アルトリッヒ近郊の森²¹¹、ヴィンターバッハ近隣の森²¹²、ホンシャイトの森などであり²¹³、基本的にキル川からヒンメロート修道院のあるザルム川の間にある農村とグランギアとの問題が多かった²¹⁴。これらの所領は、修道院の近隣に存在し、かつ、古い時代から修道院に属する所領であった。

3-7. アルノルト2世 (Arnold II. von Isenburg, 1242-1259) の時代

トリアでは、テオデリヒ2世の後継者を巡り二重選挙が起こった。聖堂参事会の多数は、テオデリヒ2世の甥であるトリアの司教座聖堂主席司祭のイゼンブルクのアルノルトを推していたのだが、その他は、ザンクト・パウリン（St. Paulin）の主席司祭でありトレーの首席助祭のブレッケンのルドルフを推していた。しかも、ルドルフは、国王コンラート4世（1237-1254）によってレガーリエンを伴う封土を獲得していた²¹⁵。アルノルト2世の選出に不満な

²⁰⁹ MRUB. III, Nr.16.

²¹⁰ MRUB. III, Nr.716.

²¹¹ MRUB. III, Nr.88,187,

²¹² MRUB. III, Nr.97.

²¹³ MRUB. III, Nr.516,542.

²¹⁴ MRUB. III, Nr.278,278a,354,439,466.

²¹⁵ Pundt, Erzbischof und Stadtgemeinde, S.273-274. ; Düsterwald, S.64.

ルドルフは、ロタリンゲン伯のマッテウスやルクセンブルク、サインの伯たちと結びつき、当諸伯たちと共にザールブルク (Saalburg) に腰をすえてトリアーに對峙した。特に、トリアーでは、兵士たちがアルノルト2世を選出した聖堂参事会員の家々を略奪したり、バジリカに居るアルノルト2世を包囲した。結局、バジリカは破壊されて、イゼンブルク家はコブレンツに逃走することになった。その後、アルノルト2世は、1242年の終わりに話し合いがもたれるまで、軍事的に対抗することになったのである²¹⁶。

アルノルト2世のトリアー大司教としての出発は、このように騒々しいものであり、その後もそれほどトリアー大司教区内は安寧ではなかった。それゆえ、彼もまた大司教区内における城塞完備に気を配り、彼の選挙の年には、ラインの城塞ストルツェンフェルス (Stolzenfels) の建設に着手した²¹⁷。その城塞は、都市コブレンツとラインの流通税を保持すべきものであったが、他方で、マインツ大司教の城塞であるラーネック (Lahneck) に対置させる防壁でもあった²¹⁸。ヴェルフェン家の宮中伯であるハインリヒによって、1200年ころに建築されたモーゼルのアルケン (Alken) にあるテゥーラント (Thurant) の城塞は、居城とともに1214年にはヴィッテルスバッハ家にもたらされ、皇帝派である当家は、トリアーの大司教に対してこの城塞から対抗していた²¹⁹。城塞フォークトであるゾロは、1245年に彼の家臣とともに大司教区に侵攻し、領地を荒廃させたため、翌年、アルノルト2世は、ケルン大司教の軍隊の支援を受けて当城塞を攻囲し、何年かの攻防の後、最終的に1248年の9月、当城塞を制圧、宮中伯はこの居所を放棄することになった。その後、この城塞は、トリアーとケルンの両大司教によって共同の所領の中に組み込まれた²²⁰。

²¹⁶ Düsterwald, S.64.

²¹⁷ Pundt, Erzbischof und Stadtgemeinde, S.275. 既に述べたように、大司教ヨハン1世期に、スponハイム、ヴィアンデン、アレ伯との闘争の中で、モーゼルそしてアイフェル地帯の領土を確保し、さらに、サイン、ハダマール、シュタインの城塞といったライン川を超えた地域まで、大司教領は、防備を備えるまでに至っている。Düsterwald, S.65.

²¹⁸ Düsterwald, S.65.

²¹⁹ Düsterwald, S.66. 宮中伯ヴィッテルスのオットーは、国王コンラート4世の義理の父であったし、伝統的にシュタウフェン家に忠実であった。

1248年にはアルノルト2世は、トリーアの防壁を強固にするため都市壁の新・改築を企画し、4年間の消費税（Ungeld）の増加を都市トリーアと大司教区の教会に課したため、聖堂参事会と激しい争議を引き起こすことになった²²¹。大司教は、また、コブレンツにも同様なことを考えていた。1249年にアルノルト2世は、ハルテンフェルト（Hartenfeld）の城塞をウィードとサインの諸伯から獲得し、当城塞を拡充し堅固にしている。当地は、ケルンとフランクフルト・アム・マインを繋ぐ重要な交易路であった。さらに、ナッサウ伯を警戒して、モンタバウアーの城塞をより強固にした。大司教アルノルト2世は、城塞だけでなく教会機関も拡充させたのだが、彼の意欲的な計画による支出に関して、聖堂参事会からの苦情が一層強まり、結局、教皇が彼に対して干渉しなければならないほどであった²²²。

皇帝との関係では、アルノルト2世はマインツ大司教のジークフリートやホッホシュターデンのコンラートとともに、反シュタウフェンの連携をとり、教皇側に立った。1242年には、大司教たちがフリードリヒ2世に対して教皇による破門を告知し、隣接した帝国領に対して戦いを開始するありさまとなった。皇帝からの離反の動きに、教皇イノセント4世も直ぐ反応し、巧みな誘いや買収によって南部ドイツの皇帝権力の基盤を掘り崩しに成功した²²³。

このような動向に対して、アルノルト2世は当初、警戒感を示していたものの、最終的には、フェーデや闘争を行いながら大司教領を整理し拡大することを望むラインの教会諸侯たちと足並みを揃えることになる。この頃には、正にフリードリヒ2世によって領邦君主としての正当な承認を受けていた教会諸侯たちの権力が、極めて強力になっており、1245年には皇帝を退位させる宣言する公にすることになった。その後、1247年10月にドイツの司教たちによって、ホラントのヴィレムが対立皇帝として担ぎ出され、翌年の1248年11月にはヴィレムをアーヘンにて戴冠させたのである²²⁴。ヴィレムは、その後、コンラー

²²⁰ Düsterwald, S.66-67.

²²¹ Pundt, Erzbischof und Stadtgemeinde, S.271. ; Düsterwald, S.67.

²²² Düsterwald, S.67.

²²³ Düsterwald, S.65-66.

ト4世がイタリアにいることを良いことに、シュタウフェン派闇との戦いやフランス遠征など、戦いを続けたが、1256年の会戦の最中に溺死した。

教会機関に関しては、アルノルト2世は、教皇の許可を得て、5つの教区教会と2つの司教座聖堂主席助祭、また、司教座聖堂主席助祭の職を保持していた。13世紀の始めには、宗教的な裁判権を始め、多くの行政実務が司教座聖堂主任助祭によってトリーアの大司教から取り上げられてしまっていたことから、アルノルト2世は、大司教の権利と聖職禄を保護するために、新しい役職などを大司教座内に設置することを試みた。これらの大司教の動きは、各主席助祭たちをかなり不安にさせたため、教皇が介入する事態も起こった²²⁵。尚、トリーア大司教アルノルト2世は、1259年にモンタバウアーにて死去した。

さて、前置きが随分長くなつたが、アルノルト2世期におけるヒンメロート修道院のフォークトの状況はどのようなようであったのだろうか。残念ながら、この時代の証書の数、さらにアルノルト2世発給の証書史料はかなりの数に上るもの、ヒンメロート修道院所領のフォークトを除外するような証書は少ない。バイアーハイムの証書集には、アルノルト2世の時代に関して総数として767通の証書が収められているが、そのうち、ヒンメロート修道院に関する文書はおよそ150通、内訳は、所領などの寄進証書が52通、所領や権利の購入が13通、権利の放棄などが27通、和解、調停証書が10通、流通税その他の賦課免除7通、その他である。ゲルツのトリーア大司教証書のレゲスタからは、この時代にトリーア大司教アルノルト2世がヒンメロート修道院に発給した文書は、総数で20通程である。

この時代の特徴は、ヒンメロート修道院が所領を購入によって獲得している

²²⁴ ヴィレムを対立皇帝に選出する以前、ラインの大司教たちは、テューリンゲン方伯ハインリヒ・ラスペを説得し、1246年5月、ヴァイツホッホシュタインにてハインリヒ・ラスペを対立皇帝として選出した。しかし、この対立皇帝の事実上の権力は脆弱で、帝国議会をフランクフルトに開こうとも、都市が国王コンラート4世を引き合いに出し、その扉を彼には開かないありさまであった。テューリンゲン家の早い死の後、ドイツにおける教皇派闇にとって、フリードリヒ2世に対する新しい対立教皇を見つけることは、容易ではなかった。Düsterwald, S.66.

²²⁵ Düsterwald, S.67-68.

例が増えたこと、遺産の寄進文書が現わってきたこと、流通税特権文書が増えたことである。もちろん、所領の権利放棄の例も多いのも注目すべき点である。しかし、フォークト（advocatus）権を放棄する旨が記されている証書は、依然として少ない。以下、フォークト権の放棄やフォークト権行使に関する例、所領に関する権利を免除した例を検討してみたい。ただし、フォークト（advocatus）権が放棄されたことが明記されている例は、ここで取り上げる証書のみである。

1249年にベルンカステル・クーエの伯ハインリヒの寡婦であるアグネスが、クーエの所領に関してフォークト権を放棄している²²⁶。1256年4月には、ラインバッハの騎士ランベルトがラインバッハヴァイラー（Reinbachweiler）におけるフォークトの権利を放棄した²²⁷。当地は、同年の2月にヒンメロート修道院が聖堂参事会律院のロニッヒ（Lonning）から購入したものであり、その所領、つまり、耕地、未耕地、小作地、森、林、牧草地のフォークト権を再整理したものだと思われる²²⁸。尚、半年の後に、大司教ケルンのコンラートは、確かに修道院の請願によりこの放棄について確認している²²⁹。ラインバッハヴァイラーの所領は、1231年にケルン大司教によって、ヒンメロート修道院に全ての領地に関する自由が確認されているから、既にヒンメロートには既知の所領であったし、1256年の所領の購入に当たっては、土地の権利関係を以前からの例に倣って要求したものであると推察できる²³⁰。ラインバッハヴァイラーの所領は、およそ10年後の大司教ハインリヒ2世の時代にも、ヒンメロート修道院が追加購入し、諸権利について確認している²³¹。

²²⁶ <ab omni iure et onere adovocatie ex nunc in antea in perpetum absolvimus et absoluta sive libera fore volumus et pronunciamus.> MRUB. III, Nr.999.

²²⁷ 1256年4月24日<et omnibus heredibus vel successoribus meis omni iuri, quod habebam vel habere videbar ex quacunque causa in advocatia curtis site in Reimbachwilre.>MRUB. III, Nr.1341. 半年の後に、ケルン大司教コンラートは、確かに修道院の請願によりこの放棄を確認している。

²²⁸ MRUB. III, Nr.1334.

²²⁹ MRUB. III, Nr.1360.

²³⁰ MRUB. III, Nr.444.

²³¹ 本稿3-8参照。

1254年の12月には、ロイテスドルフのフォークトであるヴェルナーとハインリヒ兄弟たち等が、ヒンメロート修道院の修道士たちに、ぶどう酒による年貢租支払の代わりに所領における自由な権利を与えていた²³²。

1256年5月、ケルンのザンクト・クニベルト律院が、ヒンメロート修道院にウルチッヒ、ツェルティンゲン (Zeltingen)、ラハティヒ (Rachtig) の家、庭園、耕地、ぶどう畠などを含む所領を売却した際、当地のフォークト権者への貢租支払の免除を認めたが²³³、同年11月に、ウルチッヒの所領はサイン伯、マルベルクの領主がフォークト権を持ち、年に半マルクの地代を支払っていたことが確認された²³⁴。

1257年8月にマルベルクのルドルフは、ベッテンフェルト (Bettenfeld) とメアフェルト (Meerfeld) のフォークト権を放棄している²³⁵。ヒンメロート修道院の北部に位置し、ホッホシャイト (Hochscheid) の森の北に隣接して存在するメアフェルトは湖畔の地でもある。マルベルク近郊のヒンメロート農村や森林に関しては、近隣村落とその用益利用に関してたびたび訴訟が起っている。

1157年に既に修道院所領として現れているツェルティンゲンの所領には、修道院が施療所を設けていた。当地は、それまでエーバーシュタイン伯がフォークト権を持っており、毎年、3ヘラーと3シェッファーの燕麦の支払いがなされていたが、1257年7月にその貢租の権利をヒンメロート修道院のために放棄した²³⁶。ツェルティンゲンは、ヒンメロート修道院の設立後、比較的初期か

²³² MRUB. III, Nr.1268.

²³³ <Nec umquam aliqua iura advocatie alicui solvimus, cum advocatum minime haberemus, > MRUB. III, Nr.1346.

²³⁴ MRUB. III, Nr.1370.

²³⁵ <Ego Rudolfus dominus de Malberch. Notum facio universis presens scriptum visuris, quod ominia bona, que homines advocatie mee de Betthinvelt et de Mervelt monasterio de Hemmenrode hactenus contulerunt, ipsi monasterio libere et quiete in perpetuum possidenda relinquon, sub hac conditione, ut videlicet dicti homines advocatie mee de cetero bona advocatie mee ad prefatum monasterium non possint transferre, nee idem monasterium eadem recipere possit sine consensu meo vel heredum meorum. > MRUB. III, Nr.1411.

ら獲得されていたモーゼル河畔の所領である。また、当文書において、フォークト権の放棄ではなく、貢租の寄進が確認されていることからも、ヒンメロート修道院の所領は、当初から、土地に付帯した権利が切り離されていなかったことがわかる。

その他、1257年5月には、ルクセンブルク伯ハインリヒが、ビットブルクのスターペニヒのルドルフに修道院所領の保護を委託している²³⁷。この証書は、ルクセンブルク伯が、ヒンメロート修道院近郊にある修道院所領の保護者であったことを再確認させるものである。ヒンメロート修道院は、ルクセンブルク伯や、近郊の有力領主との関係も無視できない状況にあり、また、その関係にも配慮していたと思われる²³⁸。

3-8. ハインリヒ2世(Heinrich II. von Finstingen, 1260-1286)の時代

ハインリヒ2世の時代は、トリーア大司教区の諸教会機関にとって、ある種のエポッヘを提供する時代である。ハインリヒ2世の選出は、前年に行われた大司教の選挙において、シュライデンのアルノルトも、ボランデンのハインリヒも必要過半数の得票を得られなかつたため、1260年に教皇アレクサンデル4世が(1254-1261)介入し、メッツの大司教座主席司祭であるフィンスティンゲンのハインリヒをトリーアの大司教に指名した²³⁹。しかし、ハインリヒ2世は、後には好戦的な人物として知られ、次期教皇によって一端、職階を剥奪されることになる人物である。

大司教就任の翌年、1261年にハインリヒ2世は、ストラスブールで起こった司教と都市との戦闘に際して、彼の従兄弟であり司教であるゲロルゼックのヴァルターのところへ1700名の戦闘員とともに援軍に駆けつけたが、その帰路の折、戦闘員たちはトリーアのザンクト・マッタイス修道院(St. Mattheis)の所領を略奪し、ハインリヒ2世は、当修道院を占領、居住者たちを追放すると

²³⁶ MRUB. III, Nr.1405.

²³⁷ MRUB. III, Nr.1396.

²³⁸ Wilkes, Himmerod, S.100f.

²³⁹ Düsterwald, S.69.; M. Pundt, Erzbischof und Stadtgemeinde, S.282.

いう暴挙出ることになった。教皇ウルバヌス4世は（1261-1264）は、ハインリヒ2世がパリウムを受領することなくトリーアの大司教と自称すること、彼が教会領を蕩尽させたことをなどを非難して、ヴォルムスとシュパイヤーの司教にハインリヒがローマに出頭しない場合には、トリーアの大司教に破門を告知するよう要請した²⁴⁰。それに対しハインリヒ2世は、教皇に書簡を通じて自らの正当性を証明し、罰金の支払うことで破門は解かれた。しかし、この時は、教皇の要求であったローマへの出頭とパリウム受領には従わなかった。

1264年、大司教ハインリヒ2世はローマに向かって出発した。彼には、ザンクト・マッタイス修道院における事件の訴訟が待っていたのである。その結果、ザンクト・マッタイス修道院長と修道士たちは、自らの修道院へと帰還することが出来たのであるが、裁判手続きは長引き、ハインリヒ2世は引き続きローマに留まることになった。1267年の終わりに教皇クレメンス4世（1265-1268）が、彼をトリーア大司教から解任し、トリーアの管区管理をシャテノワのベルナールに委譲した²⁴¹。

教皇の死後、ハインリヒ2世はローマを去り、その後の4年間は彼の故郷であるフィンスティンゲンにて隠遁生活をおくことになる。1272年にハインリヒ2世はローマに出頭し、教皇グレゴリウス10世（1271-1276）によって再びトリーア大司教に任命され、パリウムを受領することになった。その後、彼はトリーアに戻り、トリーア大司教領邦政策に着手することになる。しかし、ザンクト・マッタイス修道院への賠償の履行やパリウム受領に対する支払によつて大司教管区は財政的な破綻状況となっていたため、ハインリヒ2世は、聖職者や市民への貢租を引き上げ、新しい通行税や租税を徴収することを行なわざるを得なかった²⁴²。

大司教ハインリヒ2世もまた城塞の建設には力を注ぎ、さまざまな城塞を建設、増設、補強して勢力基盤を拡充した。グリンベルク（Grimberg）や、ヴ

²⁴⁰ Düsterwald, S.69.

²⁴¹ この決定はトリーアでは貴族と聖職者によって却下された。Düsterwald, S.69.

²⁴² Düsterwald, S.69-70.

エルシュビィリヒ (Welschbillig), ザールブルク (Saarburg), ヴィットリッヒ, マンダーシャイト, モンタバウアー, ハルテンフェルス (Hartenfels), そしてツェル (Zell), フアルツェル城砦とトリアの宮殿, さらにコブレンツの諸城塞なども挙げられよう²⁴³。尚, 大司教ハインリヒ2世の領邦政策の始まりが, シュタウフェン家の没落による皇帝空位期と時を同じくしていることは言うまでもない。空位期は, 諸侯にとって自らの領地を力ずくで治める好機を提供することになったのである。帝国の損失の上で, 各領邦の勢力は増大したのであり, トリア大司教領邦もその例外ではなかったのである。

トリアの領邦高権の保持は, 大司教区にあるフォークト権を獲得することで行い得た。大司教は1277年にフィルネンブルクの伯からミュンスターマイフェルトのフォークト権を購入し, 伯をマイエンの管区から排除した。1279年には, ザルム伯ハインリヒからベルンカステル・クーエの所領の権利を購入し, そこに城塞を建設した。ただし, マイエン管区に関しては, 大司教は1280年にゲノフェファー城塞 (Genovevaburg) を建設したもの, フォークタイはフィルネ家に委ねておかねばならなかつた²⁴⁴。

さて, トリア大司教区内の様相が一転する中, ヒンメロート修道院の所領では, どの様なことが起きていたのだろうか。この時期のヒンメロート修道院所領の全体的な特徴としては, 大司教ハインリヒ2世による大司教領域政策の強化とともに, 修道院各所領におけるフォークトへの地代支払に関する問題が頻発したことが挙げられる。その結果, ヒンメロート修道院は, 教皇に所領の保護を求めるようになった。所領の取得に関しては, その権利関係の整理のため, より詳細な貢租支払いの条件が書きとめられるようになっている。以下, フォークト関連証書の具体例を挙げて, 検討してゆくことにする。

1264年2月6日, ヒンメロート修道院は, ザンクト・トロント修道院 (St. Tront) からモーゼル河畔のブリーデル (Briedel) とポメルン (Pommern) の農場, ライン川流域のロイテスドルフ, ブライシヒ (Breisig) とハマーシ

²⁴³ Düsterwald, S.70.

²⁴⁴ Düsterwald, S.70.

ュタイン (Hamerstein) の農場を、1150マルク (銀貨) で購入した²⁴⁵。しかし、ナンシュタイン (Nannstein) のヴィリヒが、ブリーデルの所領の権利に関してヒンメロート修道院ともめたようで、ダウン (Daun) の領主であるテオデリヒが、調停を迫られた²⁴⁶。ナンシュタインのヴィリヒは、ブリーデルの売却について、当地のフォークトたる彼の承認を得ていないとして、その契約の無効を求めていたのである。結局、1264年3月23日、ダウンのテオデリヒは、ヒンメロート修道院がヴィリヒに60マルク (銀貨) を支払うことによって、ヴィリヒは当地の権利を放棄するよう調停をなしたのであるが²⁴⁷、ブリーデルに関しては、1274年の12月にも全く同じ内容の証書があり、当地の権利はかなり固執されたように思われる。結局、この問題は、1276年7月28日にトリーアにおいて、ヴィリヒがブリーデルの所領に関する要求を放棄することで決着したのである²⁴⁸。

また、1265年の3月7日にザンクト・トロント修道院は、ザルムの伯がブリーデルの農場についての権利を持っていることを確認している²⁴⁹。

ポメルンの所領に関しても、1265年3月6日にザンクト・トロント修道院長が、当地のフォークトである騎士ヴァルターの権利を確認し、ヒンメロート修道院は、城についての貢租として1ウルナのぶどう酒、城と修道院の館の間にある農場からは1ポンドのぶどう酒、パン焼き場からは2フェアテルのぶどう酒を納入するよう書き留めている²⁵⁰。しかし、これによって当地の権利関係が最終的に整理されたわけではなく、ピレモントのヘンリクスの仲裁により、当地における権利に関しては、ヴァルターとヒンメロートの間で、さらに詳細な取り決めをするに至った²⁵¹。

²⁴⁵ Lamprecht, Wirtschaftsleben, III, Nr.20,21. ; A. Goerz (Herg.), Mittelrheinische Regesten, 4 Bde., Koblenz 1876-86, 1974 (Neudruck). III, Nr. 1956. 以下, MRR. と略記。

²⁴⁶ Lamprecht, Wirtschaftsleben, III, Nr.22. ; MRR. III, Nr.1960.

²⁴⁷ Lamprecht, Wirtschaftsleben, III, Nr.24. ; MRR. III, Nr.1963. ; Thiele, S.80.

²⁴⁸ MRR. IV, Nr.329.

²⁴⁹ Lamprecht, Wirtschaftsleben, III, Nr.29.

²⁵⁰ Lamprecht, Wirtschaftsleben, III, Nr.28. ; MRR. III, Nr.2053.

ザンクト・トロント修道院によるポメルンとブリーデルの所領の売却は、1265年の5月にペルージャにおいて教皇クレメンス4世による確認を要求し²⁵²、シュパイヤーの主任助祭に対して、当地とシュパイヤー司教区の保護に関してまで確認させているくらいなので²⁵³、ザンクト・トロントとヒンメロート両修道院ともに、この所領の権利の解決には、かなりてこずったと推測しうる。ヒンメロート修道院は、この時、教皇からイムニテートの特権を持つことも同時に証明してもらっている²⁵⁴。その後、6月9日には、3月にブリーデルの所領に関して確認をしたザルム伯のヴィルヘルムが、ヒンメロート修道院に対して彼の当地における全ての権利の免除を与えている²⁵⁵。

1265年5月には、クレーフェ伯のテオデリヒも、ヒンメロート修道院がロニッヒ律院から購入したラインバッハヴァイラー所領に関して、その全ての権利を放棄している。その代わりに修道院側は、年間8マルターの小麦と、これまでアルヴァイラーの騎士ジモンが不法に受け取っていた貢租を清算するための4マルターの小麦、合計で12マルターの小麦を支払うことを取り決めた²⁵⁶。当証書では、伯が騎士の要求からこの修道院所領を保護することを約束し、他の証書では、メレンアルケンの領主に対して当該所領を保護する旨、命令している²⁵⁷。ここでの再調整を考えると、ロニッヒ律院から購入した所領が、始めからフォークトの権利を排除し、貢租徴発からも免れていたわけではないことが判明する。これらの証書は、フォークトを名乗る俗人領主が恣意的に貢租を徴発することから所領を防護するために、正当たるフォークトを必要とするという極めてアンビバレントな政治的状況を修道院が抱えていたことを示すものである。

これら数少ないフォークタイを記した証書からの推察、あるいはまた、史料

²⁵¹ Günther, Codex., II, Nr.217. ; Thiele, Echternach, S.81.

²⁵² Lamprecht, Wirtschaftsleben, III, Nr.31. ; MRR. III, Nr.2074.

²⁵³ Lamprecht, Wirtschaftsleben, III, Nr.32. ; MRR. III, Nr.2075.

²⁵⁴ MRR. III, Nr.2073.

²⁵⁵ Lamprecht, Wirtschaftsleben, III, Nr.33. ; MRR. III, Nr.2083.

²⁵⁶ MRR. III, Nr.2079.

²⁵⁷ MRR. III, Nr.2079,2080. ; Günther, Codex., II, Nr.216.

の多くがフォークト権の放棄について触れられていないことから判断すると、ヒンメロート修道院は、少なくとも各所領の寄進者であり権利者たるフォークトから簡単に離脱できたという状況を認めるわけにはいかないだろう。修道院に寄進された所領は、結局、かつての保有者の権利が付随したままで譲渡され²⁵⁸、アローートとはいえども、実際の保有者に何らかの方法によって当該権利が委譲されない限り、地代等の諸権利などは完全に移動しなかったのである。したがって、さまざまな寄進によって獲得される修道院の所領は、完全な未開墾地でもない限りは、司教や俗人との関係をつなぎ留める役割を果たしてしまったことになる。フォークトが付帯した所領から自由になるには、それに対応した反対給付、つまり、貢租の納付、現金の支払などを必要とした。農民によって耕作されている土地には貢租取得の権利が附帯していたから、なおさらであつたろう。十分の一税権も小教区教会との関係で問題となつた。それらの権利は交換あるいは購入を行なうことでその権利が放棄された²⁵⁹。

4. ヒンメロート修道院とトリーア大司教、教皇、帝国との関係

ヒンメロート修道院は、トリーア大司教アルベロが創設した司教誘致型の修道院であり、トリーア大司教との良好な関係を持ちながらも、教皇側に立ち、時にはまた、国王や皇帝との関係も厭わなかつた。ここでは、ヒンメロート修道院の各所領に権限を有するフォークトではなく、修道院の高位保護権者は誰であったのかということを視座に入れ、教皇や司教、国王との関係を整理してゆきたい。

4-1. 教皇・司教との関係

ヒンメロート修道院が創設時から受領してきた教皇文書を再整理してみると、1140年の教皇インノケンティウス2世による所領権利確認²⁶⁰、1152年、シト

²⁵⁸ MRUB, III. Nr.1251.などの証書参照。

²⁵⁹ Hirsch, Immunität, S.139f. ; Waas, Vogtei, II, S.46. ; 木村, 前掲論文, 145頁.

一會修道士出身のエウゲニウス3世による教皇保護と所領確認²⁶¹, 1177年のアレクサンデル3世²⁶², 1184年のルキウス3世²⁶³, 1190年のクレメンス3世の保護文書²⁶⁴, 1219年のホノリウス3世の所領確認²⁶⁵, 1237年のグレゴリウス9世の保護文書²⁶⁶, 1245年のインノケンティウス4世の保護文書²⁶⁷, 1255年のアレクサンデル4世による負担免除²⁶⁸, 上述した1265年のクレメンス4世の所領確認, インムニテート確認証書, 1274年のグレゴリウス10世による保護文書²⁶⁹などである。

原則的には、シトー修道会の保護者は、修道会の創設趣旨から判断しても教皇であり、教皇の保護の下で俗人フォークトによる修道院内への干渉を拒絶した。そして、教皇文書の獲得は、修道院所領に対する不当な要求に対して、修道院の権利を立証し、保護するために利用された²⁷⁰。それでも、教皇文書は、当該地域の紛争において実質的な防衛能力を即座に担保できるものではなかったから、武力保護に関しては、俗人の保護を当てにするほかはなかった。そこで、ヒンメロート修道院もトリーア大司教、伯、国王・皇帝の保護に入ることも検討しなければならなかったのである。既に見てきたように、大司教の立場がそれほど安定的でなかった状況では、ヒンメロート修道院の方でも、国王や皇帝、近隣の諸伯たちとの関係の糸を切らさずに持っておくことが必要であり、俗人たちもまた、寄進した修道院所領に付随した諸権利を簡単に手放すことを

²⁶⁰ MRUB. I, Nr.519.

²⁶¹ MRUB. I, Nr.563.

²⁶² MRUB. II, Nr.25.

²⁶³ MRUB. II, Nr.67.

²⁶⁴ MRUB. II, Nr.105.

²⁶⁵ MRUB. III, Nr.104. ホノリウス3世からの文書としては、他にメッティンハイムの所領確認 (MRUB. III, Nr.105.), 十字軍要請 (MRUB. III, Nr.120.) などもある。

²⁶⁶ MRUB. III, Nr.583,591. その他、答申 (MRUB. III, Nr.560,663.), 調停 (MRUB. III, Nr.655.) などもある。

²⁶⁷ MRUB. III, Nr.834.; MRR. III, Nr.511. その他、負担免除文書 (MRUB.III, Nr. 886,889.)

²⁶⁸ MRUB. III, Nr.1290.

²⁶⁹ MRR. IV, Nr.93.

²⁷⁰ Wilkes, Himmerod, S.79.

避けたかったに違いない。

教皇発給の文書の中で特に興味深いものは、ヴィルケスも指摘している1190年の教皇クレメンス3世による証書である。これまで引き合いに出されてきた教皇の証書では、ヒンメロート修道院とトリーア大司教の権利関係についての具体的な記載はなく、大司教によるヒンメロートの所領確認文書を再認し、一般的な保護関係にあることを認めているだけであった。しかし、1190年の教皇クレメンス3世の証書には、ヒンメロートの大司教の権力からの免属がはっきりと示されており²⁷¹、大司教は、修道院長選出に関するいかなる干渉も禁じられ、修道院長は選挙によって任じられ、修道院内において大司教は、通常の役割についてのみ権利を持つとされたのである。場合によっては、修道院長自らが、司祭の権限をもって対応し、大司教が修道院の決定を拒絶した場合には、修道院はこのような問題に関して、他の司教に依頼することも可能とされた。大司教座が空席の場合にも、同様なことが考慮されていた。これらの内容は、シト一會の規定に沿ったものであり、ヒンメロート修道院の法的立場を争う場合には、都合の良い内容である。しかしながら、ヴィルケスも指摘しているように、ヒンメロート修道院のこのような特殊な立場は、1190年に修道院長ヘルマン1世が要求し、教皇庁から獲得したものであろうが、トリーア大司教とヒンメロートとの関係が、そこで述べられたとおりに進んだとは思えない²⁷²。確かに、シト一會修道会の創設者たちが基本原則として、修道会の自治・独立を狙っていたことは、修道会の規則などを記した会憲、「愛の憲章」などから判断しても理解しうる。しかし、「(初期の) 愛の憲章」には、司教との摩擦を避けるため、修道院設立にあたっての注意事項をわざわざ示したり、修道院長がベネディクトの戒律や修道会を軽視する場合には、修道会の他の修道院長による査察と処分の前に、当該管区司教による調査、指導を指示しており²⁷³、管区の司教への配慮も見受けられる。事実また、シト一會への特権付与と免属の

²⁷¹ MRUB. II, Nr.105.シト一會の修道院は、advocatusは拒絶してはいたものの、当該司教区からの免属は要求していない。Wilkes, Himmerod, S.80.ヒンメロート修道院の場合もそうであったとされる。MRUB. II, Nr.205. ; Thiele, Echternach, S.71.

²⁷² Wilkes, Himmerod, S.87.

立場にもかかわらず、修道院自体は、任意であれ管区司教への従属関係を示していたと考えられている²⁷⁴。修道院長の意向により管区司教に対して共誦を果たしていたこともあったからである。ヒンメロート修道院の場合、トリーア大司教による助力は、当院がある程度、大司教に対して従順であることと無関係ではないだろうし、実際、以下で見るハイスター・バッハのカエサリウスの著作から推察しても、ヒンメロート修道院がトリーア大司教に従属していることがわかるのである。

ハイスター・バッハのカエサリウスによる奇蹟譚には、ヒンメロート修道院から追放された修道士のハインリヒが、修道院に戻ろうとした話がある。ヒンメロート修道院に戻りたいハインリヒは、修道院総会の際に、彼の修道院長を通じて年長者たちに懇願したが、一蹴されてしまう。後に、唯一の彼の理解者であった修道院長が、トリーアの大司教のところへお願ひに行くように助言し、結局、大司教の助力と介入によって、ハインリヒは修道院に戻ることに成功した²⁷⁵、というものである。つまり、大司教の介入は、修道院内部の決定を覆したことになる。基本的にシト一會では、追放された修道士の受け入れは、そうたやすいことではなかった²⁷⁶。しかし、この話では、修道院内の合議で反対されたことが、修道院長自らがトリーア大司教の影響力を借りることを薦め、結果的に、大司教の内政介入によって、修道院への復帰がかなう形になった。純粋な修道院内部の問題に関するこの大司教による介入は、ヒンメロート修道院の権利侵害を意味し、シト一會は全面的な免属の中にあるとする教皇保護文書の内容とは裏腹に、それぞれの司教区の裁治権者の修道院への干渉を拒否できなかったことを示すものである²⁷⁷。

²⁷³ Carta Caritatis Prior. Prologus. Super cartam caritatis., p.89., De abbatibus qui regulae vel ordinis contemptores fuerint. IX., p.97. in : Bouton, Van Damme, Les plus anciens textes de Citeaux.

²⁷⁴ Wilkes Himmerod, S.85-87.

²⁷⁵ Caesarius Heisterbaccensis, Dialogus., VII, C.36.

²⁷⁶ Exordium Cisterci, Summa Caritae Caritatis et Capitula, VIII. De monaco vel conuerso fugitivo.

²⁷⁷ Wilkes, Himmerod, S.87.

先に示したとおり、ヒンメロート修道院は、設立時からトリーア大司教との相互関係を持ちつつ、継続的な発展を遂げた。大司教による所領や権利の寄進、訴訟における厚遇、他方で伯による所領の保護も受けた。国王選挙などに代表されるトリーア大司教の国王や皇帝との密接な結びつきは、国王とは足並みが揃わないヒンメロート修道院であっても、大司教との友好的な関係によってその不利益を間接的に緩和させることができたと推察できる。その後、14世紀に至っては、トリーア大司教バルドウインが、ルクセンブルク家のドイツ国王、後の皇帝のハインリヒの兄弟であることから、大司教との友好的な関係を維持することは、大きな意味を持っていたであろう。たとえ、対立皇帝が選出される状況にあっても、トリーア大司教区が領邦国家の体を形成してゆく過程にあって²⁷⁸、トリーア大司教との関係は、ヒンメロート修道院にとって第一に配慮した事項に違いない。いずれにせよ、ヒンメロート修道院はトリーア大司教の後ろ盾を利用しながら、可能な限り修道院の独立と所領経営を有利に進めて行くことを企図していたと思われるのである。

4-2. ヒンメロート修道院の帝国・国王・皇帝との関係

本稿の後半では、トリーア大司教との関係やヒンメロート修道院領を軸にして、ヒンメロート修道院のフォークトを検討してきた。しかし、前半にて概観したように、かつてのシト一會フォークトに関する大きな研究は、皇帝をフォークトする帝国修道院の問題として考察されており、この点に関して、ヒンメロート修道院の状況を検証しないわけには行かないだろう。よって、最後にヒンメロート修道院の国王・皇帝との関係について触れてみたい。

ヒンメロート修道院への国王・皇帝からの証書史料の初出は、ハインリヒ6世による所領の寄進、取引に関するものであり、コンラート3世とフリードリヒ1世・バルバロサの時代には、その証書は確認できない。興味深い点は、皇

²⁷⁸ Schneider, Himmerod, S.24ff; Wolf - Rüdiger Berns, Burgenpolitik und Herrschaft des Erzbischofs Balduin von Trier(1307-1354) (Vorträge und Forschungen, Bd. 27), Sigmaringen 1980.; 桜井利夫「トリール大司教領国における城塞と領域政策一・二」『金沢法学』 第38巻 第1・2合併号 1996年, 第38巻 第1号 1997年.

帝バルバロサは、1171年にスプリンギエルスバッハ律院の所領確認証書は発給しているのである²⁷⁹。仮に、ヒンメロート修道院が、バルバロサに修道院所領の証明を要請することが全くなかったとすれば、当院とバルバロサの関係は、大司教ヒリンの項で挙げたカエサリウスの話の通り、教皇と皇帝との対立の最中、当院がアレクサンデル教皇側にいたことの証になるだろう²⁸⁰。実際、ヒンメロート修道院は、1177年にアレクサンデル3世からは所領確認を受けているのである。

皇帝ハインリヒ6世による所領確認証書は、1192年にはエヒターナッハ修道院が²⁸¹、1193年には再びスプリンギエルスバッハ律院が要求しているのだが²⁸²、ヒンメロート修道院は、1194年のヒンメロート修道院とヴァイセンブルク修道院との間で行われたエンキルへのふどう畑の交換²⁸³、1195年にプリュム修道院がヒンメロート修道院と同じく村落の交換²⁸⁴、そして、同年のヒレンスハイムの村落をヒンメロート修道院が獲得した際のあくまで、その各権利移動の確認を皇帝に証明してもらうのに止まっている²⁸⁵。

国王フィリップからは、1207年にキルヴァルトにあるラントシャイトの所領の確認を受けた²⁸⁶。当地では、イゼンブルク伯のラインポルトが、キルヴァルトのヒンメロート修道院の所領に対して要求を行い、トリーア大司教ヨハン1世に退けられたが、皇帝に上訴することにした。ところが、ヒンメロート修道院長とともに皇帝の前に出頭を命じられていたラインポルトが、出席しなかったために、彼の要求を失わせしめることになった。その際、大司教は、将来

²⁷⁹ MRUB. II, Nr.4a. この点は、改革修道院として出発したはずのスプリンギエルスバッハ律院がヒンメロート修道院とは、政治的環境を異にしていったことを示すものだと考えられる。

²⁸⁰ トリーア大司教ヒリンの時代の項を参照。

²⁸¹ MRUB. II, Nr.125.

²⁸² MRUB. II, Nr.129.

²⁸³ MRUB. II, Nr.134.

²⁸⁴ MRUB. II, Nr.139.

²⁸⁵ Rem., I, Nr.113.

²⁸⁶ MRUB. II, Nr.230.

においてもラインボルトの要求を退けることを皇帝に請願している²⁸⁷。

1231年には国王ハインリヒ7世からアルトリップの教会の寄進²⁸⁸, 1247年と49年には国王ヴィレムからカイザースヴェルトとヘールヴィエトの通行税の免除²⁸⁹, 1252年には所領と動産に関する帝国の保護²⁹⁰, 1255年にはアルトリップのパトロナートの譲渡の確認を受けている²⁹¹. 1275年には, 国王ルドルフ1世からモーゼル・ライン両川の流通税免除特権を受けた²⁹².

国王や皇帝の所領に関する証書は, そのほとんどがシュワーベンの所領に関するものであり, ヒルシュやシュルツが論考したシュタウフェン家によるシトー会政策の主たる領域と一致する²⁹³. ヒンメロート修道院には皇帝庇護の文書も, 現段階では確認できず, ヒンメロート修道院の場合, 積極的に皇帝との繋がりを求めるることはなかったと考えざるを得ない. トリア大司教区は, ヒルシュが指摘するようなシュタウファーの膝元というわけではなかったから,

²⁸⁷ MRR. II, Nr.1028.; Wilkes, Himmerod, S.99.

²⁸⁸ MRUB. III, Nr.436.

²⁸⁹ MRUB. III, Nr.980,981.

²⁹⁰ MRUB. III, Nr.1154.

²⁹¹ MRUB. III, Nr.1282.

²⁹² MRR. IV, Nr.164.

²⁹³ シュルツは, シュタウフェン家の王によって発給された免状の数を以下のように整理し, シュタウフェン家によるシトー会修道院との関係と結び付けている. Schulz, Reichspolitik, S.171.(Karte).より転記.

6-9通=ヒンメロート (ラインラント・プファルツ), ケーニヒスブレック (フランス・アルザス), テネンバッハ (バーデン・ヴュルテンベルク), シェーナウ (バーデン・ヴュルテンベルク), シーンタール (バーデン・ヴュルテンベルク), ブロンバッハ (バーデン・ヴュルテンベルク), ベーベンハウゼン (バーデン・ヴュルテンベルク), エバーバッハ (ヘッセン), アルンスブルク (ヘッセン), フォルケンローデ (テューリンゲン), イヒタースハウゼン (テューリンゲン), ブッフ (ザクセン), アルトツエラ (ザクセン), カイスハイム (バイエルン), ハイルスブロン (バイエルン)

10-15通=オッターベルク (ラインラント・プファルツ), オイサータール (ラインラン・プファルツ), マウルブロン (バーデン・ヴュルテンベルク), プフォルタ (ザクセン), エブラッハ (バイエルン), パリス (フランス・アルザス)

25通以上=ザーレム (バーデン・ヴュルテンベルク), ノイブルク (フランス・アルザス), ヴァルケンリート (ニーダーザクセン), ヴァルドザッセン (バイエルン)

シュパイヤー司教区にある他のシト一會修道院、例えばオイサータールなどに皇帝の庇護文書が与えられていることとを考慮すれば²⁹⁴、やはり、国王・皇帝との直接の関係は希薄であったと結論づけられるだろう。ただし、国王や皇帝との関係は、決して無視できるものではなく、特に先に挙げた国王による通行税・流通税免除特権の獲得などは、ヒンメロート修道院の経済活動にとっては、大きな意味があったはずである²⁹⁵。流通税に関しては、ヒンメロート修道院は国王以外に諸侯からもその免除特権や保護を獲得している。宮中伯ヴェルナーからガイセンハイムの流通税免除²⁹⁶、既に挙げた1209年の宮中伯ハイシリヒによるトゥーロンの流通税免除と所領の保護、1249年と1265年には宮中伯・バイエルン侯のルードヴィヒ2世による流通税免除²⁹⁷、1250年のマインツ大司教クリスティアンのライン川流通税などである。修道院所領の侵害だけでなく、生産物の出荷にあたり、商品の移動に伴う保護も修道院にとっては重要事項であった。このような意味では、フォークト権の問題とは異なるものの、各地の領主による保護のみならず、国王や諸侯からの免税特権・保護の獲得は、修道院にとって配慮すべき問題であったに違いない²⁹⁸。

²⁹⁴ St.4469.

²⁹⁵ ヒンメロート修道院は、モーゼル川やライン川の主要な都市に館を獲得し、宿泊施設として、また商業活動の拠点として利用した。モーゼル・ライン川を修道院の生産物が航行する以上、ヒンメロート修道院にとって、国王がホラントのヴィレムであることを決して無視することはできなかったと思われる。シト一會の修道院の都市館、ライン川を利用した流通に関しては、以下の文献を参照。W. Schich, ;Der Handel der rheinischen Zisterzienserklöster und die Einrichtung ihrer Stadthöfe im 12. und 13. Jahrhundert, in : R. Kottje(Hrsg.), Die niederrheinischen Zisterzienser. ; K. Schulz, Fernhandel und Zollpolitik großer rheinischer Zisterzen, in : Zisterzienser-Studien IV.(Studien zur Europäischen Geschichte ; Bd.14.) Berlin 1979. ;拙稿「シト一會修道院の都市館とグランギアーヒンメロート修道院の事例から—」『比較都市史研究』第24巻第2号 2005年。

²⁹⁶ MRUB. II, Nr.7 (Nachtrag von nicht datirten Urkunden).

²⁹⁷ MRUB. III, Nr.1008. ; MRR. III, Nr.2077.

²⁹⁸ 尚、レーゼナーは、修道院経済がフォークトとの関係によって受ける影響について、8項目を挙げて整理している。そのうち、本稿での議論に関連する点についてのみ挙げて

5. 終わりに

シト一會修道院のフォークトは、とりわけ帝国においては、皇帝や司教、在地有力者の思惑の中で現れる事象であったことが確認できたと思われる。各シト一會の修道院としては、まず、教区司教による影響が現実的なものとしてあり、司教をフォークトに持つ修道院、そして、創設者がフォークトとなる（建立者フォークタイ）修道院、創設者いかんに関わらず皇帝がフォークトの権利を行使する帝国修道院という分類が出来るだろう。基本的にシト一會の修道院は、教皇を保護者とする形式を持ってはいたが、これまでの諸研究が明らかにしたように、各修道院は、その修道院所領を管轄するフォークト権者との接点を持ち、常に各地域の権力者によって左右される状況にあった。その状況が修道院に不利益をもたらす場合には、当該修道院は、庇護フォークトとして、上級フォークトたる保護権者を必要とした。その保護権者は、実際に修道院に現実的な解決策を与えられる実力者、ないし機関でなくてはならなかった。ヒンメロート修道院の場合には、最も現実的な機関としてまず大司教が存在した。しかも、トリーア大司教が国王・皇帝との親密な関係を持っていたことも幸いしてか、一時期、皇帝による介入を受けることはあったものの、帝国修道院となるには至らなかった²⁹⁹。

既に見たように、ヒンメロート修道院の例では、当院が修道院用地を獲得した際、フォークトを排除するためには、以前の土地所有者のフォークトから免

おく。まず、12世紀のシト一會修道院は、人里から離れたところに修道院を設立していた場合もあり、農民を従属させていないため、フォークトの活動領域はそもそも限られていた。しかし、12世紀終わりから、地代経済に移行し、また、商業との兼ね合いから、都市との関係が必須となった。よって、裁判権や保護領主の獲得も必要となった。教会改革とともに、フォークトから脱する要求が高まった。フランスのシト一會修道院のフォークトとの関係が、ドイツにおけるフォークトとの関係に影響を及ぼした。フォークトと保護君主との区別は重要である。といった点である。Rösener, Salem, S.12-15.

²⁹⁹ 当院の場合、かつてシュライバーが異を唱えた、シト一會の司教との関係を指摘する以前の見解への回帰とも言い得るだろう。

れる旨を証書として残しておくか、あるいは、その権利の譲渡にあたり、金銭の保証によってフォークトからの離脱を達成せざるを得なかった。勿論、このようなやり方は、ヒンメロート修道院に特有な方法ではなく、他のシトー会修道院でも同様であった³⁰⁰。いずれの方法を用いるとしても、ヒンメロート修道院の場合、グランギアに関してさえ、俗人の権利者が介入してくる状況であったから、ほぼ当該所領に関しては、当地のフォークトへの貢租等の支払いが存在していたと考えなければならないだろう。

これらのことから、少なくとも、ヒンメロート修道院の場合は、フォークト離脱を上記のような手続きを用いても完全に達成しえなかつたと思われる。

そもそも、修道院でまず問題となり得たのは、フォークトによる修道院の内的組織への政治的な介入であった。基本的にそれは修道院の貢献者たる聖職者ないし俗人貴族たちの要求に基づくものであり、フォークトが、土地に付随する貢租徵発の権利とそれに伴う当該所領の保護によって修道院に正当に要求したものである。このような状況にあっては、シトー会修道院のフォークト離脱のもくろみは、常に寄進者やフォークトたちと交渉によってその都度、解決せざるを得なかつたであろうし、所領の寄進や保護に端を発する修道院とフォークトとの関係は、おそらく経済的な権利取得に限定されることなく、政治的な介入をうける危険性を常に持っていたと考えた方がよいだろう。修道院総会でフォークトの問題があまり取り上げられなかつたのも、修道会の規定違反として問題になっている事柄と異なり、各修道院において個々に解決できる問題には、それほどシトー会もこだわるつもりがなかつたことを示すものであろう。その意味では、フォークトの問題は、各地の各シトー会修道院に関してのみ問題となつたのである。

³⁰⁰ エーバーバッハ修道院の一例では、1205年に修道院長がエッペンシュタインのゴットフリートからハスロッホに関するフォークタイを25マルクで放棄させている。Hirsch, Immunität, S.140f. ; H. Aubin, Die Entstehung der Landeshoheit. nach niederrheinischen Quellen, Studien über Grafschaft, Immunität und Vogtei, 1920, Bonn 1960 (Neudruck). S.328-330.

附記：本研究、本稿作成にあたり、平成18年度立正大学石橋湛山記念基金研究助成費の交付を受けた。